

萬葉集新考 卷六上

186  
卷六上  
159

186-159



\*1200901398689\*



井上通泰著

萬葉集新考 卷六上

歌文珍書保存會



萬葉新考卷六上

歌のしをり

は△は長歌、歌、観にのよ番號

雑歌

九〇七 たきのうへ  
としのはに  
やまたかみ  
九一〇 かむからか  
みよしぬの

はつせめの

うまごり△

たきのうへの

九一五 ちごりなく



I 種  
W



\*1200601243509\*



あかねさす

やすみしよ△(幸子紀伊國時山部宿禰赤人作歌)

おきつしま

わかのうらに

九二〇 あしひきの△

よろづよに

ひとみなの

やすみしよ△(山部宿禰赤人作歌)

みよしぬの

九二五 ぬばたまの

やすみしよ△(同上)

あしひきの

おしてゐる△

一〇 一一 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九

あらぬらに

九三〇 あまをどめ

いさなとり△

しらなみの

あめつちの△

あさなぎに

九三五 なきすみの△

たまもかる

ゆきめぐり

やすみしよ△(山部宿禰赤人作歌)

おきつなみ

九四〇 いなみぬの

あかしがた

二一 二二 二四 二四 二六 二八 二九 二九 三〇 三一 三一



あぢさはふ△  
 たまもかる  
 しまがくり  
 九四五 かせふけば  
 みけむかふ△  
 すまのあまの  
 まくずはふ△  
 うめやなぎ  
 九五〇 おほきみの  
 みわたせば  
 からごろも  
 さをしかの  
 あしたには

三二  
 三四  
 三六  
 三七  
 三七  
 三八  
 三九  
 四九  
 五〇  
 五〇  
 五一  
 五一  
 五一  
 五二

九五五

さすたけの  
 やすみしよ  
 いざこども  
 ときつかせ  
 ゆきかへり

九六〇

はやびどの  
 ゆのはらに  
 おくやまの  
 おほなむち△  
 わがせこに

九六五

おほならば  
 やまとちは  
 やまとちの

五三  
 五四  
 五四  
 五五  
 五五  
 五六  
 五六  
 五六  
 五七  
 五八  
 五九  
 六〇  
 六〇  
 六一





九七〇

ますらをど  
しまらくも

指進乃  
しらくもの△

ちよろづの

をすぐの△

ますらをの

九七五

かくしつゝ

なにはがた

ただごえの

をとこやも

わがせこが

九八〇

あまごもり

六一

六二

六四

六七

七〇

七〇

七二

七三

七三

七八

八〇

八一

八一

九八五

かりたかの

ぬばたまの

やまのはの

くもがくり

あめにます

はしきやし

まらがてに

はる草は

やきだちの

九九〇

しげをかに

石走

ふるさとの

つきたちて

八二

八三

八五

八五

八六

八六

八八

八八

八九

九二

九三

九三

九七



ふりさけて  
九九五 かくしつゝ

みたみわれ

すみのえの

まゆのごと

ちぬ回より

一〇〇〇 ころ之あらば

ますらはは

うまのあゆみ

あまをとめ

一〇〇四 おもほえず

九九  
九九

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

# 萬葉集新考卷六

井上通泰 著

雑歌

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

瀧の上の御舟の山にみづえさししどにおひたる 刀我が  
樹のいやつぎつぎに萬代にかくししらすむみ芳野のあ  
きつの宮は神からかたふとかるらむ國からか見がほし  
將有山川を 清清△うべし神代ゆさだめけらしも

續日本紀元正天皇紀に

養老七年夏五月癸酉〇九行幸芳野宮〇丁丑三〇車駕還宮



とあり  
 瀧ノ上ノミフネノ山は夙く三卷(一〇頁)にも見えたり。宣長の  
 菅笠日記(全集第四の四四六頁)に  
 うしとらの方に吉野の里御舟山といふ山見えたり。されど  
 其山は瀧ノウヘノとよみたればこの近き所などにあるべ  
 くもおぼえず。これも例の山吉野の妹背なき名なるべし  
 といひ又(四五二頁以下)

大瀧の里のあなたのはづれは即吉野川の川のべにて瀧と  
 いふもやがて川づらなる家の前より見やらるゝ早瀬にて  
 上よりたゞざまに落つる瀧にはあらず。いにしへ吉野  
 の宮と申て帝のしばしばおはしましゝ所、柿本人麿主の御  
 供にさぶらひて瀧ノミヤコとよみけるも此大瀧によれる  
 所なりけんかし。そのをりをりの歌どもに合せて思ふにア

キヅノ小野などいひしも又瀧ノウヘノ御舟ノ山もかなら  
 ずこのわたりなりけんこと疑もなければ今もさいふべき  
 さましたる山やあると心をつけて見まはずにこの川づら  
 より左のすこしかへり見る方にさもいひつべき山あり。船  
 にしていはんには前しりへ平に長くてなからばかりに一  
 きは高く屋形といひつべき所ある山なり。これやさならん  
 とは思ひよれどいかにあらんおぼつかなし。そは瀧の所よ  
 りはすこし下シモざまにしあなればタキノウヘといへるには  
 いさゝかたがへるやうにもあれどなべて此わたりならん  
 山はなごかさ云はざらん。いにしへ忍ばん人またもこ  
 こに來まさば必こゝろみ給へ。やがて此里の上なる山ぞか  
 し  
 といへり。久老雅澄がいへる宮の瀧は大瀧よりは遙に川下に



あり○ミヅエはミヅミヅシキ枝、サシは枝の出づる事、シジニ  
 は繁クなり○刀我は冠辭考にツガとよめり。略解に『刀は都の  
 字のかたはら欠たるが刀となれるにもやあらん』といひ字音  
 辨證(下卷二六頁)に『刀をツと呼は吳の轉音なるべし。同轉の毛  
 をム抱をフと呼べる事あると同例なり』といへり。三卷(九八頁)  
 赤人の登神岳作歌にも  
 みもろの、神なび山に、いほえさし、しじにおひたる、つがのき  
 の、いやつぎつぎに  
 とあり。今もツガノキノまでは序なり○カクシシラサムのシ  
 は助辭にて天皇ノカクシロシメサムとなり○カムカラカ云  
 云は二卷(二〇一頁)人麿の讚岐狹岑島作歌にも  
 たまもよし、さぬきの國は、國からか、見れどもあかぬ、神から  
 か、こゝだたふとき

とあり。略解に  
 カラは故の意、神とは此山を敷坐神をいふ  
 といひ古義に  
 神とは即山をさしていへるなるべし  
 といへり。案ずるにカムカラカも國カラカも共に處ガラカと  
 いふ意なるを二様に云へるならむ。もし山カラカの意ならば  
 直に山カラカといふべければなり○ミガホシはナツカシな  
 り(三卷一四七頁參照)此句の將有も貴將有タラトカルラムとおなじくカルラ  
 ムとよむべきに似たれど或本、反歌に見欲賀藍ミガホシカラムと書けるを見  
 ればなほ舊訓の如くカラムとよむべし。但そのカラムは今い  
 ふカルラムにひとしき事を忘るべからず。カルラムをカラム  
 とも云ひしはアルラシをアラシともいひし如し○山川は山  
 と川となり○清清を略解には清水濱臣の説に従ひて靖清の



誤としてタカミサヤケミとよめり。古義に之を斥けて『さる目  
なれざる字を用ひしとは思はれず』といへるは宜なり。但同書  
に淳清の誤寫としてアツミサヤケミとよめるは従はれず。な  
ほもとのまゝにてキヨミサヤケミとよむべし。略解古義にい  
へる如く清清の下に一句落ちたるなり。而して其句はトツ宮  
トなるべし。○神代は契沖のいへる如く上古といふ意のみ

反歌

波 どのほにかくもみてしかみ吉野のきよきかふちのたきつ白

トシノハは毎年、カフチは河に圍まれたる地、タキツのツは助  
辭にてノといふに同じ。契沖がタギルに同じといへるは非な  
り  
山 たかみしらゆふばなにおちたぎつ瀧のかふちは見れどあか

ぬかも

こゝの山タカミは山ガ高キニなど譯すべく山ガ高サニとは  
譯すべからず(三卷三〇頁及九九頁参照)。シラユフ花は木綿も  
て造れる花なり。花ニのニは後世のトなり。一卷タヘノホニヨ  
ルノ霜フリ(一三一頁)二卷ナク涙ヒサメニフレバ(二一八頁)な  
どのニと同例なり。此歌のタギツこそタギルに同じけれ

或本反歌曰

神 からかみがほしからむみ吉野のたきつかふちは見れどあか  
ぬかも

み吉野の秋津の川の萬世にたゆることなく又かへり見む  
初二はタユルコトナクの序なり。マタカヘリミムはタチカヘ  
リ此處ヲ見ムとなり。一卷(六五頁)なるミレドアカヌ吉野ノ河  
ノトコナメノタユルコトナクマタカヘリミムに似たり



泊瀬女のつくるゆふ花み吉野の瀧のみなわにさきにけらすや

ミナワニは水泡トなり。ケラズヤはケリを強くいへるなり

車持朝臣千年作歌一首并短歌

(うまごり) あやにとも敷シキ(なる神の) 音のみきふし 吉野の

真木たつ山ゆ 見くだせば 川の瀬毎に あけくれば 朝霧た

ち 夕されば かはづ 鳴奈辨ナナナリ 紐とかぬ たびにしあれば

吾アのみして きよき川原を 見らくしをしも

車持はクルマモチとよむべし。後にクラモチとよむはルマの

つゞまりてラとなりしなり

敷は古義にシキとよめるに従ふべし。アヤニトモシキはイト

ユカシキといふ意にてオトノミキキシと共にミヨシ野にか

かれるなり。オトノミキキシは音ニノミ聞キシにてそのオト

は噂なり。アケクレバは夜明クレバなり。鳴奈辨詳は一本に

鳴奈利とありといふ。○ヒモトカヌは旅の半枕辭なり。ミラク

はミルコトガなり。シは助辭。○三卷(一二九頁)なる金村が角鹿

津乗船時作歌に

草枕たびにしあれば 獨してみるしるしなみ云々

とよめると同意なり

反歌一首

瀧の上のみ船の山は 雖ミツレドモ畏おもひ忘るゝ時も日もなし

三句はこのまゝならばカシコケドとよむべし。契沖は

腰の句は山神を敬てカケテ申モ恐レアルコトナレドと云

なり

といひ宣長は

雖畏にては聞えがたし。畏は見の誤にてミツレドモなるべし。下句は故郷人を忘れぬ也。長歌の末の詞又次なる反歌に



て知べし  
といへり。案ずるに契沖の説の如くならばオモヒ忘ルル時モ  
ナカラムなどいはざるべからず。さればまづ宣長の説に従ふ  
べし

或本反歌曰

千鳥なくみ吉野川の△音成やむ時なしにおもほゆるきみ  
音の上に一本に川の字ありといふ。千蔭は之によりてカハト  
ナスとよめり。上三句は序なり。キミといへるは家人なり  
(茜さす)日ならべなくにわが戀は吉野の河の霧にたちつゝ

右年月不審但以歌類載於此次焉或本云養老七年五月  
幸于芳野離宮之時作

日ナラベナクニは日ヲ經ヌニなり。キリニは霧トなり。三句以  
下の意三註(○代匠記、略解、古義。以下も三註といはぶ右の三書

と心得べし)皆嘆く息の霧と立つなりといへれどさらば三句  
はワガナゲキなどあるべきなり。戀と霧とは懸絶せり。吾戀と  
あるは誤字にはあらざるか

神龜元年甲子冬十月五日幸于紀伊國時山部宿禰赤人作  
歌并短歌

やすみしゝわごおほきみの 常宮とつかへまつれる さひ  
が野もそがひにみゆる おきつ島 きよきなぎさに 風ふけ  
ば 白浪さわぎ しほひれば 玉藻かりつゝ 神代より しかぞ  
尊き 玉津島やま

聖武天皇紀に

神龜元年冬十月辛卯○五 天皇幸紀伊國○癸巳○七 行至紀伊  
國那賀郡玉垣<sup>マカリ</sup>頓宮○甲午<sup>ハ</sup>○八 至海部郡玉津島頓宮<sup>アヅ</sup>留十  
有餘日○戊戌<sup>ニ</sup>造離宮於岡東○壬寅<sup>六</sup>詔曰登山望海此



間最好、不勞遠行、足以遊覽、故改弱浦名爲明光浦、宜置守戸勿令荒穢、春秋二時差遣官人奠祭玉津島之神、明光浦之靈○己酉三〇二十車駕至自紀伊國とあり

常宮はトツミヤとよむべく常と書けるは借字なりと記傳卷十五(全集第一の八七二頁)にいへり○ツカヘマツレルの上にオミタチノといふことを補ひて聞くべし○サヒガ野は雜賀野なり『弱浦よりは西の方なり』と契沖いへり。ソガヒは後方なり○オキツシマは沖中の島にて即玉津島なり。玉津島神社の在る處は今陸地なれど此歌によれば昔は島なりしなり○玉藻カリツツのツツは白浪サワギにもかゝれり○シカゾはカクゾなり。いにしへシカとカクとを通用せし事本書四卷一四四頁に云へる如し

反歌

おきつ島ありその玉藻潮シホ干ミチテ満ミチテいかくろひなばおもほえむかも干は衍字ならむ。舊訓の如くシホミチテとよむべし。オモホエムはシノバレムなり。二卷に毛ゴコモヲ春カタマケテイデマシシウダノ大野ハオモホエムカモ又下にヤマト路ノ吉備ノ兒島ヲスギテユカバ筑紫ノ子島オモホエムカモとあり若の浦にしほみちくれば瀧をなみあしべをさしてたづなきわたる

右年月不記但稱從駕玉津島也。因今檢注行幸年月以載之焉

カタヲナミは干瀧ガ無イカラとなり。玉津島の下に之時作の三字などおちたるにか

神龜二年乙丑夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一



首并短歌

(足引の) 御山もさやに おちたぎつ 芳野の河の 河の瀬の  
 きよきを見れば 上邊には 千鳥しばなき 下邊には かはづ  
 つまよぶ (もろしきの) 大宮人も をちこちに △しじにしあ  
 れば 見るごとに あやにともしみ (玉かづら) たゆることな  
 く よろづ代に かくしもがなと 天地の 神をぞいのる かし  
 こかれども

此行幸の事續紀に見えず○サヤニは音の形容なり。ザアザア  
 トなど譯すべし○ヲチコチニの下に落句あるか○アヤニト  
 モシミはイトユカシキニなり。萬代ニカクシモガモトはイツ  
 マデモカク御トモシテ通ハムトとなり

反歌二首

萬代に見ともあかめやみ吉野のたきつ 河内の大宮所

大宮所は大宮のある處なり。ただ大宮といふとは異なり  
 人皆のいのちも吾もみ吉野のたきの床磐の常ならぬかも  
 ワレモは我命モといふべきを略せるなり。三四はツネの序な  
 り。床磐は古義に従ひてトキハとよむべし(略解にはトコハと  
 よめり)トキハは即字の如く床磐なり。今常磐とかく常は借字  
 なり。ツネナラヌカモは常ナレカシとなり

山部宿禰赤人作歌二首并短歌

やすみしゝ わごおほきみの たかしらす 芳野のみやは (た  
 たなづく) 青墻ごもり 河次の きよき河内ぞ 春べには 花  
 さきをより 秋されば 霧たちわたり 其山の いやますます  
 に 此河の たゆることなく (もろしきの) 大宮人は 常にか  
 よはむ

タカシラスは占有シ給フといふこと。アラガキゴモリは青垣



ニコモリを一語にちぢめたるなり。磯ニカクレ井テをイソガ  
クリ井テといひ木末ニ隠レテをコヌレガクリテといふと同  
例なり。さてその青墻は四方の群山なり。○河次は略解に山並  
に同じといへり。下なる讚久邇新京歌に山並ノヨロシキ國ト  
川次ノタチアフサトトとあるを見れば略解の説是なるが如  
くなれど又河次ノキヨキと續けるを見れば少くともこの  
カハナミは河波の意にて次と書けるは誤字とおぼゆ。○サキ  
ヲヲリはサキナビキなり。常を略解にはトハとよめれどなほ  
舊訓の如くツネとよむべし。

反歌二首

み吉野のきさ山のまのこぬれにはこゝだもさわぐ鳥の聲かも  
菅笠日記(宣長全集第四の四五六頁)に  
川邊をはなれて○樋口より吉野川を離れて左の谷陰に入り四五丁も行き

道のほとりに櫻木の宮と申すあり。御前なる谷川の橋を渡  
りて詣づ。さて川邊をのぼり喜佐谷村といふを過て山路に  
かゝる。すこし登りて高瀧といふ瀧あり。、、象キサの小川とい  
ふは此瀧の流にて今過來し道よりかの櫻木の宮の前を經  
て大川に落つる川なり。象山といふもこのわたりのことな  
るべし。

といへり。○コヌレニハのハには意なし。古義に  
ニハは他に對へて云辭なり。他所ハ然ラズと云意を思はせ  
たるなり。  
といへるは非なり。四五に吟じ續けてさるハをおくべき處に  
あらざるを知るべし。  
(ぬばたまの)夜のふけ去者スレバひさ木おふる清き河原にちどりしば  
なく



去者は舊訓にユケバ古義にヌレバとよめり。ヒサ木は今の赤  
 芽ガシハなりといふ  
 やすみしとわごおほきみはみ吉野のあきつの小野の野  
 上にはとみするおきて御山にはいめたてわたし朝獵に  
 しとふみおこし夕狩にとりふみたて馬なめて御かりぞ  
 たとす春の茂野に

野ノへは即野邊なり。トミは鳥獸の跡を求め見る人をいひイ  
 メは射部にて弓射る人をいふこと略解に云へる如し。野邊に  
 も山にも跡見をする射部を列ぬるを二つに分けていへるは  
 辭の文なり。○トミスエオキテのテは例のあまれるテなり(四  
 卷三六頁参照)○ミカリゾタタスのタタスは催シ給フといふ  
 ことなり(一卷八四頁参照)

反歌一首

(足引の)山にも野にも御獵人さつ矢たばさみ散動たりみゆ

右不審先後但以便故載於此次

散動を舊訓にミダレとよめるを古義にサワギに改めたり。タ  
 リを添へたるを思へばなほミダレとよむべし

冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌

(おしてる)難波の國は(葦垣の)古郷と人皆のおもひ息而  
 つれもなくありしあひだに(うみをなす)長柄の宮に(真木  
 柱)ふとたかききてをす國ををさめたまへば(おきつ鳥)  
 あぢふの原にものゝふの八十とものをはいほりして都  
 成有旅にはあれども

聖武天皇紀に

神龜二年冬十月庚申<sup>日</sup>天皇幸難波宮

とあり○古郷は舊訓に従ひてフリニシサトとよむべし。二卷



に大原ノフリ爾之サトニとあり(略解にはフリヌルとよめり)  
 ○オモヒヤスムは放念なり。息而を略解にイコヒテとよめれ  
 どなほ舊訓の如くヤスマミテとよむべし。ツレモナクは没交渉  
 なり。古義に『トヒヨル人モナクと云意なり』といへるは非なり  
 ○マキバシラはフトタカにかゝれる枕辭なり(一卷六二頁、二  
 卷一〇二頁及一〇四頁参照)。ヲスグニヲ、フトタカシキテ、治メ  
 タマヘバといふべきを前後にいへるなり。○長柄も味經、原も  
 今の大阪市のうちにて味經は今の山小橋の舊名なりといふ。  
 モノノフノ八十伴、緒は百官なり。○都成有は舊訓にミヤコト  
 ナセリ略解にミヤコナシタリ考及古義にミヤコトナレリと  
 よめり。案ずるに上にアヂフノ原ヲと無ければミヤコトナセ  
 リとはよむべからず。又アヂフノ原ハと無ければミヤコトナ  
 レリとはよむべからず。然らば略解の如くミヤコナシタリと

よむべきかといふに然よみては都ノ如クナレリといふ意に  
 きこゆべければ(現に略解には『旅トハイヘド都ノ如シといふ  
 也』といへり)ヲの辭をよみそへてミヤコヲナセリとよむべし。  
 即百官ガ此處ニ都ヲ造レリといへるなり。三卷なるオホキミ  
 ハ神ニシマセバ真木ノタツアラ山中ニ海ヲ成カ可モ聞ヲを例とすべ  
 し

反歌二首

荒野らに里はあれどもおほきみのしきまます時は京師キヤコとなりぬ  
 略解に

此里ハ荒野ノ中ニ有シカドモといふ也

といひ古義に

此里ハ曠野ニテハアレドモ云々

と釋けり。即アラ野ラニのニを略解は中ニの意とし古義はニ



テの意とせるなり。案ずるにモトヨリノ味經ノ里ハ荒野ナレ  
ドモといふ意なり  
あまをとめ棚なし小舟こぎづらしたびのやどりに梶のときこ  
ゆ

車持朝臣千年作歌一首并短歌

(いさなとり) 濱邊をきよみ うちなびき おふる玉藻に 朝な  
ぎに 千重浪より 夕なぎに 五百重浪よる △ 邊つ浪の いや  
しくしくに 月にけに 日日に 雖見<sup>ミマホシ</sup> 今のみに あきたらめや  
も しらなみの いさき回<sup>ウケル</sup>有<sup>ル</sup> すみのえの濱  
イホへ浪ヨルの下に雅澄はオキツ浪イヤマスマスニの二句  
を補ひて

此歌アサナギニ千重浪ヨリと云とユフナギニ五百重浪ヨ  
ルと云と二句づつをもて双べ對へたれば邊ツ浪ノイヤシ

クシクニと云る二句にも必對へたる詞のあるべき古歌の  
定格なり。故<sup>カレ</sup>今は十三に朝ナギニ、ミチクルシホノ、夕ナギニ、  
ヨセクル波ノ、ソノシホノ、イヤマスマスニ、ソノ波ノイヤシ  
クシクニ云々とあるをもて姑く補たり  
といへり。之に従ふべし○月ニケニは月々ニなり○雖見を舊  
訓にミレドモとよみ契沖はミルトモとよめるを略解に  
雖は欲の誤にて日々ニミガホシならん。ミルトモとては末  
へつどかず  
といへり。此説おもしろけれどミガホシにてはこゝにかなは  
ず。ミマホシとよむべし○今ノミニは今見ルノミニテとなり。  
回有は舊訓のまゝにメグルとよむべし(古義にはモトヘル  
とよめり)イサキのイは添辭、サクは波を花にたとへたるなり

反歌一首



白浪の千重にきよする住吉の岸のはにふににほひてゆかな  
ニホヒテは衣ヲニホハシテといふべきを言餘ればただニホ  
ヒテといへるなり。下にも馬ノアユミオサヘトドメヨスミノ  
エノ岸ノハニフニニホヒテユカムとあり

山部宿禰赤人作歌一首并短歌

天地の とほきがごとく 日月の 長きがごとく (おしてる)  
難波の宮に わごおほきみ 國しらすらし みけつ國 日△の  
みつぎと 淡路の野島のあまの (海の底) おきついくりに 鰻  
珠 さはにかづきで 船なめて 仕奉之 貴見禮者  
國シラスラシにて一段なり○ミケツ國は御饌を奉る國の意  
にて淡路にかゝれり。ミケツ國、淡路ノ、野島ノアマノ、日々ノミ  
ツギトと句をおきかへて心得べし。日は一本に日日とありと  
いふ○イクリは海石なり(二卷六四頁参照)イクリニのニはユ

にかよふニなり。いにしへユとニとを通はし用ひき○結二句  
略解にはツカヘマツルガ、タフトキミレバとよみて『國シラス  
ラシへ返して見べし』といへり。案ずるに海人が眞珠ヲ献上ス  
ルヲ見レバ天皇ハ遠長ク國シラスラシといふべくもあら  
ず。又仕ヘマツルヲ見レバといふべく仕ヘマツルガ貴キヲ  
見レバといふべからず。さればなほ契沖の  
ツカヘマツルシ、タフトシミレバとよみて仕ヘマツルシ見  
レバタフトシと意得べし。之は助語なり  
といへるに従ふべし

反歌一首

朝なぎにかちの音トきこゆみけつ國野島のあまの船にしあるら  
し

三年丙寅秋九月十五日幸於播磨國印南野時笠朝臣金村



作歌一首并短歌

なきすみの 船瀬ゆみゆる 淡路島 松帆の浦に 朝なぎに 玉  
 藻かりつゝ ゆふなぎに 藻塩やきつゝ あまをとめ ありと  
 はきけぞ 見にゆかむ よしのなければ ますらをの こゝろ  
 はなしに たわやめの おもひたわみて たもとほり 吾はぞ  
 こふる 船楫をなみ

續日本紀に

神龜三年秋九月壬寅八<sup>〇</sup>二十<sup>十</sup>以正四位上六<sup>ト</sup>人部王、等二十  
 七人爲裝束司以從四位下門部王、等一十八人爲造頓宮  
 司爲將幸播磨國印南野也〇冬十月辛酉七<sup>〇</sup>十<sup>十</sup>行幸〇癸亥九<sup>〇</sup>十<sup>十</sup>  
 行還難波宮

日本紀略に

神龜三年冬十月辛亥日〇七<sup>〇</sup>行幸播磨國印南野〇甲寅日〇十<sup>〇</sup>至印

南野<sup>オホ</sup>邑<sup>ミ</sup>美<sup>ミ</sup>頓宮〇癸亥九<sup>〇</sup>十<sup>十</sup>還至難波宮  
 とありて共に今の歌の題辭なると合はず〇邑<sup>オホ</sup>美<sup>ミ</sup>は明石郡な  
 るに紀略の文に印南野<sup>オホ</sup>邑<sup>ミ</sup>美<sup>ミ</sup>頓宮とあり又續紀の文に  
 行宮側近<sup>ナ</sup>明石賀古二郡百姓高年七十已上<sup>ニハ</sup>賜穀各一斛  
 とあれば印南野は印南郡にとごまらで其東方なる賀古明石  
 二郡に亘りしなり  
 ナキスミは契沖久老(播磨下向日記)のいへる如く今の明石郡  
 魚住なり。貞觀九年の官符(類聚三代格)に明石郡魚住船瀬とあ  
 るを見れば魚住即ナキスミなる事疑ふべき所なし。魚住は今  
 はウヲズミと唱ふれども魚<sup>ナ</sup>來<sup>キ</sup>住<sup>スミ</sup>など書きしを地名は二字  
 に書くべき制によりて來を省きて魚住と書き初はなほナキ  
 スミとよみしを漸く字に従ひてウヲズミといふことゝなれ  
 るにこそ〇フナセは即泊なり。彼官符に



則知海路之有船瀬猶陸道之有逆旅

といひ又魚住船瀬といへるを受けて件泊といへるを見て船瀬はやがて泊なる事を知るべし。瀬と書けるは借字なり。フナセのセはウマセのセと同じからむ(四卷五六頁参照)○松帆浦は淡路の北端なる松尾崎の沿岸なり○カリツツ、ヤキツツはアリにかくれり○タワヤメノは手弱女ノ如クとなり。枕辭にあらず。オモヒタワムは決行せざるなり。船楫はフネカチとよむべし。フナカチとはよむべからず。古義にいへる如く船と楫となり。三卷にアソブ船ニハ楫棹モナクテサブシモコグ人ナシニ(二九頁)又コギケル舟ハ竿楫モナクテサブシモコガムトモヘド(三三頁)とあり

反歌二首

玉藻かるあまをとめども見にゆかむ船楫もがな浪高くとも

四句を初とし結句より初句へかへして心得べし  
往<sup>ユキ</sup>回<sup>リ</sup>見<sup>ル</sup>ともあかめやなき隅の船<sup>フネ</sup>瀬<sup>セ</sup>の濱にしきるしらなみ

初句は略解にユキメグリとよめるに従ふべし。舊訓にはユキカヘリとよみたれど下に往還常ニ我見シ香椎潟云々とあると意ひとしからず。シキルはくりかへし打寄するなり

山部宿禰赤人作歌一首并短歌

やすみしゝわがおほきみのかむながら高しらせる 稻見野の<sup>オホ</sup>大海<sup>ミ</sup>の原の(あらたへの)藤<sup>フヂ</sup>井<sup>エ</sup>の浦にしびつるとあま船<sup>フネ</sup>散<sup>ル</sup>動<sup>レ</sup> 塩やくと人ぞさはなる 浦をよみうべも釣はす 濱をよみうべも塩やく ありがよひ 御<sup>メ</sup>覽<sup>サク</sup>もしるし 清白<sup>キヨキ</sup>濱<sup>ミ</sup>

大海は三註共にオホウミとよめり。雅澄いはく

大海乃原は地名にあらず。ただ海原をいへるなり

と。案ずるに大海はオホミとよむべくそのオホミは地名にて



即日本紀畧に見えたる邑美オホなり○藤井は藤江の誤なる事略  
解に云へる如し。反歌にも藤江乃浦とあり○散動は舊訓にミ  
ダレ略解古義にサワギとよめり。上なる足引ノ山ニモ野ニモ  
といふ歌の散動とひとしくミダレとよむべし○御覽は古義  
にメサクとよめるに従ふべし。ミルの敬語メス、それを延べて  
メサクといへるにてメサクモシルシは見給フコトモ宜ナリ  
となり○清白濱は又キヨミシラハマともよむべし(一卷一二  
一頁及二卷九五頁参照)○白濱は白砂の濱なり。古義に『白浪の  
いちじるくよする濱を云』といへるは非なり

反歌三首

おきつ浪へなみしづけみいざりすと藤江の浦に船ぞ動流トヨム  
動流は舊訓にトヨメル略解古義にサワゲルとよめり。三卷な  
る浅野ノキギシアケヌトシ立動トヨムラシ(一六三頁)の例によりて

トヨメルとよむべし  
いなみ野の浅茅おしなべさぬる夜の氣長ケナガ在者アレバ家ししぬばゆ  
一卷(七八頁)にもハタススキ、シヌニオシナベとあり。オシナベ  
は押伏オシフセなり○氣長在者を略解古義に六帖に従ひてケナガク  
シアレバとよめれどシといふ助辭五句なると重なれば舊訓  
の如くケナガクアレバとよむべし。ケナガクアレバは日數ツ  
モレバとなり○續日本紀によれば行幸は十七日還幸は十九  
日にて此歌にケナガクアレバとあると合はず。されば日本紀  
畧に従ひて七日の行幸とすべし。續紀には辛亥を辛酉と誤れ  
るなり

あかしがた潮干の道をあすよりは下咲シタ異六エミ家ちかづけば  
下咲異六を契沖はシタエマシケムとよみ略解古義共に之に  
從へり。さるはシタエマシケラムの意とせるなり。されど然よ



みてはシホヒノミチヲのをさまる處なし。おそらくは異は往  
などの誤にてシタエミユカムなるべし。シタエムは心に忍む  
なり

過<sup>ニ</sup>辛荷島<sup>ニ</sup>時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

(あぢさはふ) 妹が目不<sup>カ</sup>數<sup>レ</sup>見<sup>テ</sup>而 (しきたへの) 枕もまかず かに  
はまき 作れる舟に 真梶ぬき わがこぎくれば 淡路の 野  
島もすぎ いなみつま △ 辛荷の島の 島のまゆ 吾<sup>ワキ</sup>宅<sup>ヘ</sup>をみれ  
ば 青山の そことも見えす 白<sup>シラ</sup>雲<sup>ナミ</sup>も 千重になりきぬ こぎた  
むる 浦のことごと 往隠る 島の埼々 くまもおちず おもひ  
ぞわがくる たびのけながみ

辛荷島は播磨風土記揖保郡の條に見えたる韓荷島にて今室  
津附近の海中にカラミ島とてある是なり。カラニをカラミと  
云ふは本集なる熟<sup>ニキ</sup>田<sup>タ</sup>津<sup>ツ</sup>、柔<sup>ニキ</sup>田<sup>タ</sup>津<sup>ツ</sup>を伊豫國風土記に美<sup>キ</sup>根<sup>キ</sup>多<sup>タ</sup>頭<sup>ト</sup>と

書き又浪<sup>ナミ</sup>速<sup>ハヤ</sup>國<sup>クニ</sup>或は浪<sup>ナミ</sup>華<sup>ハナ</sup>をナニハとよこなまれる類なり。契沖  
は和泉の上<sup>ミ</sup>神<sup>ツ</sup>、和<sup>ニキ</sup>田<sup>ダ</sup>を土人はニワ、ミキダといふ由云へり○不  
數見而を宣長はカレテとよみ千蔭は數を衍字としてミズテ  
とよめり。宣長の訓に従ふべし○カニハはハハカ一名カニハ  
ザクラ一名カバザクラの皮なり。くはしくは記傳八卷(全集第  
一の四五三頁)伴信友の正卜考卷二(全集第二の五一六頁以下)  
を見て知るべし。記傳にカニバと濁れるはわろし。カニワと唱  
ふべし。さて其カニハは舟のいづくにまきしにか古制さだか  
に知るべからねどおそらくは船底にまきて腐蝕を防ぎしな  
るべし○伊<sup>イ</sup>奈<sup>ナ</sup>美<sup>ミ</sup>孀<sup>ヅメ</sup>は今の高砂なり。くはしく四卷三二頁にい  
へり。イナミツマ辛荷ノ島ノとつづける事不審なり。兩處はい  
たく相離れたればなり。おそらくはイナミツマの次に二句お  
ちたるにぞあらむ○ワギへは大和國なる故郷なり。青山ノツ



コトモミエズは遙ニ連ナリテ見ユル青山ノウチノイヅクト  
モ知ラレズとなり。略解に『淡路島を西へ過れば古郷の山も見  
えぬをいふ』といひてアヲ山ガの意としたるは非なり○白雲  
は白浪の誤か○コギタムルはコギメグルなり。但オキツ島コ  
ギタム舟ハ、武庫ノ浦ヲコギタム小舟なごいへる例によれば  
こゝもコギタム、浦ノコトゴトとありて然るべきなり。なほ考  
ふべし○ケナガミは日數ノ久シサニなり。此歌は西下の時の  
作なり

反歌三首

玉藻かる辛荷の島に島回する水鳥にしもおれや家もはざらむ  
島回を舊訓にアサリとよめるを古義に  
シマミスルとよむべし。島めぐりして食を求るを云なり  
といへり。三卷(一三〇頁)なるオホキミノミコトカシコミ磯廻

スルカモも舊訓にはアサリとよめるを久老イソミに改めた  
り。今は之に倣ひてシマミとよめるなり。此訓に従ふべし○ア  
レヤにつきてまぎらはしき所あればすこし云ふべし。契沖は  
『アノ如クノモノニナリテアラバ』と譯して『アレヤは願の詞に  
はあらず』といへり。もし譯の如き意ならばアラバヤとあるべ  
し。七卷にクレナ井ニ衣ソメマクホシケドモ着テニホハバヤ  
人ノ知ルベキとあるを思ふべし。略解古義は共にアレカシの  
意とし古義には同例として七卷なるイハ倉ノ小野ユ秋津ニ  
タチワタル雲ニシモアレヤ時ヲシ待タムといふ歌を擧げた  
り。案するに三卷(二〇九頁)なる河風ノサムキ長谷ヲナゲキツ  
ツ君ガアルクニ似ル人モ逢耶とあるこれもアヘカシの意な  
れば今のアレカシと同格なり。之に反して一卷(四四頁)ウチソ  
ヲ、ヲミノオホキミアマ有哉イラコガ島ノタマ藻カリマス同



(五六頁)イニシヘノ人ニ我有哉ササナミノフルキ都ヲミレバ  
カナシモこれらは海人ナラメヤ否海人ナラヌニ、イニシヘノ  
人ニアラメヤ否古ノ人ニアラヌニといふ意にて今のアレヤ  
とは異なり

島がくりわがこぎくればともしかもやまとへのぼる真熊野の  
船

島ガクリは島ニカクレテにて畢竟シマ陰ヲといふ意なり。古  
義に『海の沖遠く行て陸の方より見えすなるをいへり』といへ  
るは非なり。○こゝのトモシはウラヤマシなり。さてトモシキ  
カモといはでトモシカモといへるは古格にて三卷(九三頁)に  
コゴシカモ五卷(八頁)にクヤシカモとあると同例なり。○ヤマ  
トへは大和ノ方へなり。マクマヌノ船は熊野式の船なり。下に  
もミケツ國志摩ノアマナラシ真熊野ノ小船ニノリテ沖ベコ

グミユとあり

風ふけば浪かたゝむと伺候につたの細江に浦がくりをり  
三句は古義にサモラヒニとよめり。之に従ふべし。サモラフベ  
クの意にてそのサモラフはウカガフなり。○ウラガクリは浦  
ニ隠レテなり。○ツタノ細江は今の飾磨のあたりなり。今飾磨  
の西に津田村あり。又飾磨の内に細江町あり。○飾磨は辛荷島  
より東にあれば歌の順序はたがへり

過敏馬浦時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

(みけむかふ)淡路の島に ただむかふ みぬめの浦の おきべ  
には 深みる探 浦回には なのりそ 蒨 (ふかみるの) 見まく  
ほしげご (なのりその) おのが名をしみ 間使も やらずて吾  
は 生友なし

三犬女は攝津國西灘村なり。タダムカフはタダニ向ヘルなり



○採は舊訓にツミとよめるに従ふべし。尙は略解に従ひてカ  
 ルとよみて句とすべし。○オノガ名ヲシミは未練ト云ハレム  
 ガ口ヲシサニとなり。○マヅカヒは契沖  
 使は此方彼方の間にかよふものなれば閒使といへり  
 と云へり。○生友は舊訓にイケリトモとよめるを古義にイケ  
 ルトモにかへたり。こは宣長の説によれるなれどなほイケリ  
 トモとよむべし(二卷一九一頁参照)

反歌一首

すまのあまの塩やきぎぬのなれなばか一日も君を忘れておも  
 はむ

右作歌年月未詳也但以類故載於此次

初二はナレの序。ナレナバカのカは結句の下へまはして心得  
 べし。ワスレテオモハムはただワスレムといふに同じ(一卷一

一七頁及二卷一六七頁参照。さて一日モ忘レズとはいへど一  
 日モ忘レムとは常云はざる所なり。案するにこのモはダニの  
 意とすべし。即

モシ離隔ニ馴レナバ一日ダニ君ヲ忘ルルコトアラム。今ハ  
 ナホ一日ダニ君ヲ忘レズ

といへるなり。略解に『近く居て馴たらば』といひ古義に『君に近  
 く向居て馴たらば』といへるは非なり

四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌一

首并短歌

(真葛はふ)春日の山は うちなびく 春さりゆくと 山上に

霞たなびき 高圓に 鶯なきぬ ものゝふの 八十とものをは

折木四哭之 來繼皆 石此續 常にありせば 友なめて 遊ばむ

ものを 馬なめて ゆかまし里を まちがてに わがせし春を



かけまくも あやに恐カシコク いはまくも ゆゑしからむと あらか  
じめ かねて知りせば 千鳥なく 其佐保川に いそにおふる  
菅の根とりて (しぬぶ草) 解除ハラてましを ちく水に みそぎて  
ましを すめろぎの みことかしこみ (もろしきの) 大宮人の  
(玉梓の) 道にもいはず こふるこのごろ

授刀寮は後の近衛府にて散禁は今いふ禁足なり。くはしく代  
匠記にいへり。就いて見るべし。左註によれば諸王諸臣禁中を  
空しうして春日野に遊びしによりて罪を蒙りしなり  
春サリユクトは春來ルトテなり。山ノへは山のほどりなり。高  
圓は高圓タカマの野なり。○折木四哭之は契沖はやくカリガネノと  
よみたれど何故にかくは書けるかといふ事を明らかめしは喜  
多村節信なり。狩谷望之の箋註倭名類聚抄卷二(九九丁)檣蒲の  
註に

皇國所爲檣蒲雖不能得其詳然其采蓋用四木。故萬葉集折木  
四、切木四、並訓加里。借檣蒲爲雁也。又三伏一向訓都久一伏三  
向訓古路一伏三起訓多米。當是所擲得之采名。猶廬白雉犢之  
稱。○廬白雉犢は其數以三三。一亦可證用四木也。喜多村氏節信曰  
檣蒲用四子。一面白一面黒。其白者畫雉二、不畫二。黒者畫犢二、  
不畫二。以之反復互換則九變而止。故又名九采、  
節信の萬葉集折木四考は未見ることを得ず。北慎言の梅園日  
記卷三に

考ふるに折木四、切木四みな前條にいへる五木の類にて五  
木木は一面黒く一面白き五枚の木片にて博奕なり。四木にてなす戯れ也。折字又切字を加へたるは長木ならぬをないへ、さて四木をカリの假字に用ひたるは和名抄雜藝  
具に陸詞云檣音軒椽子、檣蒲采名也、又雜藝類に檣蒲和名加利  
宇知とあり。五木は廬名を貴采としたれども四木は椽を貴



采とせしなるべし。櫨をうちたるを勝とすれば檇蒲の名とせしにや。又萬葉十卷の三伏一向をツクとよませ十三卷の一伏三向をコロとよませたるも皆此四木の采の名なるべし。

木村正辭博士の美夫君志卷二別記附録に

此折木四また切木四とかける事は先哲の説すべてひがごとのみにていかなる意とも知がたかりしを近きころ北村節信といへる人の考にて其義いと明かになりたり。但其説いと長ければ今其意を採り約略してこゝにあぐ。和名抄雜藝部に兼名苑云檇蒲一名九采内典云檇蒲賀利宇智又陸詞曰櫨音軒和櫨名加利子檇蒲采名也とあるこれにて折木四は即檇蒲子の事にて其は小木を薄く削て両邊を尖らしめて其形杏仁をそぎたるが如し。その半面は白く半面は黒く塗て白きかた二に雉

を畫、黒き方二に櫨を畫てこれを投じて其采色によりて勝負をなすなり。但西土にてはこれを五木といひて其采五子なれども皇國にては四子を用ゐるなり。、、かゝれば折木四は檇蒲子の事にて加利の假字としたるなり

正辭云。此説は實に千古の發明にてうごくまじき考なり。然るを北靜廬が梅園日記に自らの説として載たるはいとをこなる事なり。又按に檇蒲を加利といふは梵語なるべし。此戲はもと西域より傳しなれば其語をもて云ならへるならむ。其は翻譯名義集卷三帝王篇に歌利、西域記云羯利王、唐言闘諍、舊云歌利訛也とある是也。檇蒲の互に勝敗を諍ふは即闘諍するに同じければ加利とは呼べるなるべし

といへり。所詮いにしへ西土の五木に倣ひてものせし四木といふ戲ありてその采(四枚の木片より成れり)をカリといふが



故に戯れて雁に切木四又は折木四の文字を當てたるなり(切  
レル木四又は折レル木四それ即采なれば雁の借字としたる  
なり)

按ずるに投子(博子ともいふ)をも采といひ采色(博打の目に  
當るもの)をも采と云ひしにて和名抄に椽子、檼蒲、采名也と  
あるは雜藝具に出で又椽子とあれば投子をいへるなり。梅  
園日記に『四木は椽を貴采とせしなるべし。椽をうちたるを  
勝とすれば檼蒲の名とせしにや』といひて椽を采色の名と  
したるは誤れり。又カリは投子の名にて檼蒲の名にあらざ  
れば(檼蒲はカリウチといふ)木村博士の鬪諍の梵語なりと  
いふ説はかたがた信じ難し  
さてカリガネに折木四哭と書けるはネに哭を當てガは添へ  
てよませたるなり(契沖は哭之を之哭の顛倒とせり。果して然

らばガネに之哭を當てノは添へてよませたるなり)○來繼皆  
石此續は眞淵は上の之の字を此句に附けて  
皆は春の誤にて之來繼春石五字をシキツギハルシとよむ  
べし。さらばカリガネノはシキツギといはん枕詞とせん。意  
は春ノ及次ツツ在物ナラバといふならん  
といひ千蔭は  
皆は比日二字を一字に誤、石は如の誤にて來繼比日はキツ  
ギコノゴゴと訓、如此續はカクツギテとよむべし。宣長の考  
も符合せり。さて意は宣長のいへる如く雁ガネノは來ツギ  
といはん序にてキツギは春ノ來ツギテ此比ノゴトクカク  
ツツキテ常ニ春ナリセバといふ也  
といひ美夫君志卷二別記附録には  
皆は留字、石は如字の誤りにて來繼留如此續なるべし(雁ノ



來ツギ群レル如ク友ナメテイツモイツモ此所ニ遊バムモ  
ノヲ也

といへり。案ずるに皆は比日の誤、石は如の誤なること略解に  
いへる如し。但訓は

折木四哭之來比日如此續

とあるべし。余が如此續の三字を意を得てコノゴロヲとよみ  
しは守部の鐘の響(八五丁)に本集二卷なるミモロノ神ノ神ス  
ギ巳具耳矣自云々の巳具耳矣をスギシとよめるによりて思  
附きしなり。更に案ずるに如此續はこのまゝにても通せざる  
にあらねど續は或は讀の誤なるべし。カリガネノを宣長千蔭  
は枕辭としたれど枕辭にあらず。カリガチガ來ツグといへる  
にてその來つぐかりがねは即歸雁なり(五卷なる梅花歌序は  
正月十三日に書けるものなるにその中に空歸故雁とあれば

時候かなはずといふ難は起らじ。以上再案によれば

折木四哭之來比日如此續つねにありせば

とよむべくコノゴロヲのヲはツギテゾコフルコノ年ゴロヲ  
などの如く時の下に附くるヲなり。ユカマシ里ヲにて一段  
なり。里ヲは里ナルニなり。マシは下へつづけても用ふること  
三卷二六七頁にいへる如し。以上一段の意は

春ニナリヌトテ春日山ノ山ベニ霞タチ麓ノ野ニ鶯啼クナ  
リ。歸雁サへ來ツグ此頃ナレバ若禁足ノ罰ヲ蒙ラズハ我等  
宮人ハ友ヲサソヒ馬ヲ駢ベテ野山ニ里ニ遊ビ行カムヲ

といへるなり

春ヲは春ナルニにて十四句を隔て、スメロギノミコトカシ  
コミにかゝれるなり。○恐は略解古義にカシコシとよめれど  
なほ舊訓にカシコクとよめるに従ふべし。カケマクモアヤニ



カシコクといハマクモユシとは同意にて散禁の罰を蒙るをいふ○千鳥ナクは半枕辭○略解に『シヌブ草はこゝは草にあらず。種クサなり』といひ古義に『草は種なり。春野をしのぶ思ひ種の意なり』といひて共にシヌブグサを補語としたれどはらふべきものは禍なればシヌブグサは補語と見るべからず。否枕辭と見ざれば前後の意通せず。但いかにかゝれる枕にか未考へず○解除を略解にハラへとよめれど古義の如くハラヒとよむべし。記傳六卷(全集第一の三二八頁)にハラヒと云とハラへと云と後にはまぎれて一に心得めれど本は別なり。ハラヒは自するをいひハラへは令ハラヒ祓ヒのつどまりたる言にて人にせしむるを云。罪咎ある人に負する祓ハラヒなど是なりとあり○以上一段の意は

カク畏クユシキ仰ヲ蒙ラムトカネテ知リナバハヤク罪ヲハラヒ穢ヲススギテムヲ悔シクモシカセズシテアタラ待兼チシ春ナルニ天皇ノ仰ヲ畏ミテ外ニモ出デズ此授刀寮ニコモリテ徒ニ春ニ戀フル此頃カナといへるなり

反歌一首

梅柳すぐらくをしみ佐保の内にあそびし事を宮もどろに

右神龜四年正月數王子及諸臣子等集於春日野而作打毬之樂、其日忽天陰雨雷電、此時宮中無侍從及侍衛、勅行刑罰、皆散禁於授刀寮、而妄不得出道路、于時悒憤即作斯

歌一 作者不詳

サホノウチは佐保の郷内なり。コトヲはコトナルニなり。宮モトドロニの下にイヒサワガルルなどを略したり○此長歌并



短歌にはアソバムモノヲ、ユカマシ里ヲ、ワガセシ春ヲ、ハラヒ  
テマシヲ、ミソギテマシヲ、アソビシ事ヲなどナルヲのヲを多  
くつかひたり。作者の口ぐせなるべし

五年戊辰幸于難波宮時作歌四首

おほきみのさかひたまふと山守するもるさふ山に入らずはや  
まじ

此行幸の事史に見えず○サカヒは古義にいへる如く用言に  
つかひたるなり。略解に『是は親の守る女などを戀る譬喩歌也』  
といへる如し

見渡せば近きものからいそがくりかぶよふ珠をとらずはやま  
じ

チカキモノカラはインガクリにかくれり。インガクリはイン  
ガクルといふ用言のはたらけるにて磯ニ隠レテといふ意な

り○近くて逢がたき妹に譬たりと略解にいへる如し  
(からごろも、き)ならの里の島待に玉をしつむ<sup>ヨキタマ</sup>好<sup>モガモ</sup>人欲得

カラゴロモ着までが枕なり。着馴といひかけたるなり○待は  
松の借字とおぼゆ。宣長は

此卷の下吾宿ノ君松ノ樹ニとよめればこゝも島は君の誤  
にて好は取の誤ならん。、結句トランヒトモガとよむべ  
し

といへり。君ヲ待ツを松にいひかけたるなり。君字を島と誤れ  
る例は三卷(四〇頁)にもあり。好人欲得の人を玉の誤としてヨ  
キタマモガモとよむべし。女の歌なり  
さをしかのなくなる山をこえゆかむ日だにや君<sup>キミ</sup>はたあはざら  
む

右笠朝臣金村之歌中出也、或云車持朝臣千年作之也



三註共に君にニをよみそへたり。案ずるに君ハとよむべし。こ  
は秋の頃旅だつとてよめるにて

鹿ノ妻ニ戀ヒテ鳴クナル山ヲ越行カム今日ダニ逢ヒタシ  
ト思フニヤハリ又君ハ逢ハザラムカ

といへるなり○以上四首行幸の御供にてよめるやうにはお  
ぼえず

膳ノ王歌

あしたには海邊にあさりしゆふされば倭へこゆる雁しともし  
も

右作歌之年不審也、但以<sup>ニ</sup>歌類便載<sup>ニ</sup>此次  
海邊を舊訓にウナビとよめり。然るに古義に

十八に宇美邊ヨリムカヘモコヌカ、書紀竟宴歌にササナミ  
ノヨスル宇美倍ニ、古今土左にもウミベとよめり。十四にナ

ツソヒク宇奈比ヲサシテとよめるは地名ならむ。山ビ河ビ  
岡ビ濱ビの例によらばウミビとこそいはめ。河ノビ、山ノビ  
など云はざるを見ればウナビとはいふべからず<sup>要○採</sup>  
といへり。さればウミベとよむべし。さて其海邊は旅先の海邊  
なり。トモシは羨シなり

太宰少貳石川朝臣<sup>タリヒト</sup>足人歌一首

(さす竹の)大宮人の家とすむ佐保の山をば思ふやも君

筑紫にて帥大伴旅人に贈りしなり。大宮人といへるは一般的  
なり。旅人の家も佐保山にありしなり。やがて三卷なる大伴坂  
上郎女悲<sup>ニ</sup>嘆<sup>ニ</sup>尼理願死去<sup>ニ</sup>作歌(二五三頁)にウチヒサス都シミミ  
ニ、里家ハサハニアレドモ、イカサマニ思ヒケメカモ、ツレモナ  
キ佐保ノ山邊ニ、ナク子ナス慕ヒ來マシテ云々といへる家な  
り



帥大伴卿和歌一首

やすみしゝわがおほきみのをす國は日本ヤマトもこゝも同じとぞおもふ

ヲスはシロシメスなり。三句はシロシメス國ノ内ナレバといふ意なるべけれど辭足らず。日本は大和の借字なり。同の字を古義にオヤジとよめり。オヤジは古けれどオナジも集中に例あり(たとへば十八卷に月ミレバ於奈自クニナリとあり)

冬十一月太宰官人等奉拜香椎香椎廟香椎訖退歸之時馬駐馬于香椎浦各述懷作歌

帥大伴卿歌一首

いざ兒ども香椎のかたにしろたへの袖さへぬれて朝菜つみてむ

略解に『子ドモは從者をさす。朝菜は朝食の料に磯菜つむ也。干

瀉にて裾ぬるゝをもととして袖サへとはいへり』と云へる如し。カタニは瀉ニテなり

大貳小野老朝臣歌一首

時つ風ふくべくなりぬかしひ瀉潮干のうらに玉藻かりてな  
トキツ風は潮のさしくる時に吹く風をいふ(二卷二〇四頁參照)。二三の間にシホノサシコ又間ニといふことを補ひてきくべし

豊前守宇努オビトラ首男人ヒト歌一首

ゆきかへり常にわが見し香椎がたあすゆ後には見むよしもなし

代匠記に『此男人は當年任の限はてけるなるべし』といへり。豊前ノ國府ヨリ太宰府ニ通フトテ常ニ見シ香椎瀉ヲ云々といへるなり。古義に『いくたびも往かへりしつゝ見れども見



あかずしておもしろき香椎潟なるを明日よりは任國にかへりゆきて後は見べき縁も無し云々』と釋したるは非なり。ユキカヘルは往クトテ還ルトテなり。上(二九頁)なるユキメグリとは齊しからず

帥大伴卿遙思<sub>ニ</sub>芳野離宮<sub>ニ</sub>作歌一首

隼<sub>ハ</sub>人のせとのいはほも年魚はしる芳野の瀧になほしかずけり

隼人ノ瀬戸ノ巖ノオモシロサモ云々の意なり。此瀬戸の事は

三卷(一六頁)にいへるを見よ

帥大伴卿宿<sub>ニ</sub>次田<sub>ニ</sub>温泉<sub>ニ</sub>聞<sub>ニ</sub>鶴<sub>ニ</sub>喧<sub>ニ</sub>作歌一首

湯の原になくあしたづはわがごとく妹にこふれや時わかずな

く

スキ田の湯は後にスイダの湯といひ今武藏の湯といふ。今の筑紫郡二日市村にあり。天拜山の麓にありて太宰府より遠か

らず。湯の原は此温泉あるによりて名を得たるなり。○此年旅人其妻を失ひき(五卷一頁参照)。故にワガゴトク妹ニコフレヤ時ワカズナクといへるなり

天平二年庚午勅遣<sub>下</sub>擢<sub>ス</sub>駿馬<sub>ニ</sub>使大伴道足宿禰<sub>上</sub>時歌一首

奥山のいはにこけむしかしこくも問ひたまふかも念ひあへなくに

右勅使大伴道足宿禰<sub>ヲ</sub>饗<sub>ニ</sub>于帥家<sub>ニ</sub>、此日會集、衆諸相<sub>ニ</sub>誘驛使

葛井<sub>ヲ</sub>連廣成<sub>ニ</sub>言<sub>フ</sub>、須<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>歌詞<sub>ニ</sub>、登<sub>ル</sub>時<sub>ニ</sub>廣成<sub>ニ</sub>應<sub>ズ</sub>聲<sub>ニ</sub>、即<sub>チ</sub>吟<sub>ニ</sub>此歌<sub>ニ</sub>、

初二はカシコシの序なり。三句以下の意はマダ歌ヲ思敢ヘヌニ歌ハイカニト畏クモ問ヒ給フカナとなり。○登時はいにしへ支那に行はれし俗語にて即時、當時などの意なり

冬十一月大伴坂上郎女發<sub>ニ</sub>帥家<sub>ニ</sub>上<sub>レ</sub>道超<sub>ニ</sub>筑前國宗形郡名兒

山之時作歌一首



おほなむち 少彦名の 神こそは 名づけそめけめ 名のみを  
 名兒山とおひて 吾戀の 千重の一重も なぐさ未なくに  
 宗形郡は通本に宗形部とあり。契沖は『官本に部を郡に改たり。  
 此に依るべし』といへり。然るに訓義辨證下卷(二頁)には  
 元本○元曆校本に郡字を部とかける事多くまた他の古書にも郡  
 を部とかける事これかれあればもとのまゝにて有べき也。  
 續日本紀卷三十二に信濃國水内部人、續日本後紀卷二  
 に越後國蒲原郡伊夜比古神ヲシム之名神以下彼部每有旱疫致雨  
 救病也などある部の字即郡の意なり。零本丹後風土記にも  
 郡を部とかけるがあり。また類聚名義抄に部コホリとあり。こ  
 れ中世部をコホリと訓たる證なり  
 といへれどこれのみにてはコホリに部の字をも書きしとい  
 ふ證は未十分ならず。なほ考ふべし

名兒山は勝浦より田島へこゆる山なりといふ○二卷(一八一  
 頁)に吾戀ワガコフルチヘノヒトヘモナグサムルココロモアリヤト、四卷  
 (三六頁)に吾戀流千重ノヒトヘモナグサムルココロモアリヤ  
 トとあり○末の字一本に米とありといふ。雅澄は之に従ひて  
 ナグサメナクニとよめり。訓義辨證上卷(三四頁)には  
 今本に末とあるは誤也。未と改むべし。未にメの音のあるこ  
 とは上聲の尾字にメの音のあるをもて知べし  
 といへり。いづれにしもナグサメナクニとよむべし。ナクニは  
 ヌカナといはむに近し○七卷に名草山コトニシアリケリ吾  
 戀コフルチヘノヒトヘモナグサ目ナクニとあるは今とよく相似た  
 り

同坂上郎女向京海路見濱貝作歌一首  
 わがせこにこふればくるし暇あらば拾ひてゆかむ戀わすれ貝



兄旅人をしたひてよめるなるべし(四卷二三〇頁参照)

冬十二月太宰帥大伴卿上京時娘子作歌二首

おほならばかもかもせむをかしこみとふりたき袖をしぬびて  
あるかも

初二は貴人ナラヌ尋常ノ人ナラバカウモアアモセンヲとな  
り。カシコミトのトは除きて心得べし。○作者は遊女なり  
やまどちは雲がくりたり然れどもわがふる袖をなめしともふ  
な

右太宰帥大伴卿兼任大納言向京上道、此日馬駐水城顧  
望府家、于時送卿府吏之中有遊行女婦、其字曰兒島也、於  
是娘子傷此易別嘆彼難會拭涕自吟振袖之歌

大和へ上ル道ハ雲ニ隠レテ君ノ一行ハ見エズナリヌ、サレド  
我ハナホ袖ヲゾ振ル、ソヲナメシト思ヒタマフナといふ意な

るべし。無論まだ別れぬさきを取越してよめるなり。○左註の  
兼任は遷任の誤か

大納言大伴卿和歌二首

やまどちの吉備の兒島を過ぎてゆかば筑紫の子島おもほえむ  
かも

ツクシノ子島は即遊行女婦兒島なり。オモホエムはシノバレ  
ムなり。上(十三頁)にいへり

ますらをとおもへる吾や(水莖の)水城のうへになみだのごはむ  
ミヅグキノは枕辭なり(玉勝間一卷参照)○略解古義に『ミヅキ  
のウへは水城ノホトリといふが如し』といへり。案するに天智

天皇紀に於筑紫築大堤貯水名曰水城とありて水城といふは  
やがて大きな堤にて其大堤ノ上ニテといへるなり。贈歌の  
左註に馬駐水城顧望府城とあるも堤の上より顧みしたるさ



まなり

三年辛未大納言大伴卿在寧樂家思故郷歌二首

しましらくもゆきて見てしかかむなびの淵は淺而瀨にかなるらむ

カムナビといふ處大和國の處々にありて此歌の神名火はいづくのとも分き難きを六人部是香の龍田考丁三六に

そもく神ナビとは神之森といふ言の約りつる言なりと

賀茂翁のいはれつるは實に動まじき考にていづくの神の

森にても然いふべきを大和にて古く三輪と飛鳥と葛城と

に其名高かるはいづれもいみじく止事なき社どもなれば

なるべく後の書にこの龍田に近き神南備の其名高く成る

はさばかり歌讀の多かりつる大伴氏の本居モトアリなりしまゝに

おのづから歌にも多くよみいでたるうへ其後は龍田川の

名高きに引かれて神ナビも三室も共に其名高くなれるな

りけり

といひ又丁三八

卷六大納言大伴卿在寧樂家思故郷歌にシバラクモユキテ

ミテシカ神名火ノ淵ハアセビテ瀨ニカナルラムとあるを

卷八に此旅人卿の孫なる大伴田村大嬢が其妹坂上大嬢に

送れる歌にフルサトノ奈良思ノ岳ツカノホトトギスとあるに

考へ合すれば旅人卿までの本居モトアリは龍田の南なる奈良思岡

に在し事あきらかなり

といへり田村大嬢を旅人の孫といへるは非なり宿奈麻呂を○淺而は舊

訓にアサビテとよめるを古義に

淺而はアセニテと訓べし。、三卷に久方ノアマノサグメ

ガイハ船ノハテシ高津ハ淺爾ケルカモ。こゝは淺の下に爾



か去かの字など脱しか。又さらずともアセニテなり  
 といへり  
 △指進乃栗栖クルスの小野のはぎが花ちらむ時にしゆきてたむけむ  
 初句を東丸はサシズミノとよみ雅澄は村玉乃の寫誤として  
 ムラタマノとよめり(こは二十卷に牟浪他麻之クルニクギサ  
 シ云々とあるによれるなり。代匠記、冠辭考、略解、古義共に枕辭  
 とせり。余の案は後にいふべし。○栗栖クルスは和名抄に大和國忍海  
 郡栗栖とあるによりて略解古義共に忍海郡(今の南葛城郡)と  
 したれど前の歌なる神名火の近傍ならざるべからず。而して  
 神名火は龍田の神南なる事上にいへる如くなれば栗栖も亦  
 平群郡ならざるべからず。○立返りて初句を吟味せむに結句  
 のユキテタムケムと照應せしむるには初句にまづその行か  
 むとする地名を云はざるべからず。栗栖ノ小野ニ行キテとい

へるにはあらざればなり。もしその要なしとならば栗栖は類  
 多き地名なれば郷名などを冠らすべくいづれにしても枕辭  
 をおくべき餘裕ある處にあらず。もし原字に拘はらで初句を  
 填むべしといふ人あらば余はフルサトノといふべし  
 或人此説を聞きていはく。然らば指進乃は振里乃の誤字に  
 あらざるかと。案ずるにフルサトは集中に古郷、故郷などの  
 み書きたれど十一卷に古リタルを振有と書ける例(現ニモ  
 夢ニモ吾ハ思ハザリキ振有フリタルキミニココニアハムトハ)あれ  
 ば振里と書くまじきにあらず。されどなほ安からざる所あ  
 り

○一首の意は略解に

今萩の盛にはとても行事あたはざれば行て手向んころは  
 はや散ぬべしといふ也



といひ古義に

末句は行て手向むとする頃はちりがたになりなむの意なり

といへり。もしさる意ならばチラム時ニカとあるべきなり。思ふに萩の花の散りなむ頃に故郷に歸らむあらましなりしならむ。然も旅人の薨せしは此年七月二十五日(丁未朔辛未)なれば果して志を遂げきや否やおぼつかなし。○タムケムは略解に『故郷の神かまたは先祖の墓などへ手向せんとなるべし』といひ古義にも『タムケムは土地神などへ供養むの意にてよまれしなるべし』といへれどこは筑紫にて死別して故郷に還し葬りけむ妻大伴郎女の墓にたむけむと云へるなるべし。タムケムには何ヲといはでは物足らぬこちすれど酒ヲといはでたぶノムといふが如く(五卷参照)補語を加へずしてただタ

ムクとのみもいひなれしにこそ

四年壬申藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連蟲麿作

歌一首并短歌

(白雲の) 龍田の山の 露霜に 色づく時に うちこえて たびゆくきみは いほへ山 いゆきさくみ (あた守る) 筑紫に至り山のそき 野のそき見世と 伴部を 班つかはし 山彦の こたへむきはみ 谷ぐくの さわたるきはみ 國がたを 見之たまひて (冬ごもり) 春さりゆかば (とぶ鳥の) 早御來 龍田ちのをか邊の路に につつじの にははむ時の 櫻花 さきなむ時に (山たづの) 迎まるこむ きみが來まさば

續日本紀に

天平四年八月丁亥正三位藤原朝臣房前爲東海東山二道節度使從三位多治比真人縣守爲山陰道節度使從三位藤原朝



臣宇合爲西海道節度使。道別判官四人、主典四人、醫師一人、陰陽師一人。○九月丁卯依諸道節度使請充驛鈴各二口。○十月辛巳給節度使白銅印道別一面

懷風藻(群書類從卷百二十二)に正三位式部卿藤原朝臣宇合六首とありて

五言奉西海道節度使之作 往歲東山役、今年西海行、行人一生裏、幾度倦邊兵

とあり

露霜はツユジモと濁りて唱ふべし。ただ露といはむに齊し(二卷五九頁參照)。イユキサクムは又イユキサグクムといふ。イは添辭ユキサクムは行避クのうらにて行通る事なり(四卷三頁參照)。○アタマモルは敵の番をするなり。當時筑紫は外國より攻來る恐ありしによりて常に防備を嚴しくせられしなり

○山ノソキ野ノソキは山ノアナタ野ノアナタにて所詮山奥野末なり。○見世を舊訓にミヨとよめるを古義にメセに改めたり。宇合が伴部に命せむさまを叙したるなればミヨにて可なり。トモノベは屬僚なり。トモノヲ(部長)に對せる稱なり。班は古義にアガチとよめるに従ふべし。班田をアガチダとよむと同例なり。○山彦ノ云々の四句は山野ノ果マデといふ意なり。國ガタは地形なり。見之は古義にメシとよめるに従ふべし。春サリユカバは春ニナラバとなり。○早御來は略解にはハヤクキマサネとよみ古義には御を却の誤としてハヤカヘリコネとよめり。下なる來益者と照應せるなれば略解の訓に従ふべし。○タツ田ヂは四卷(五頁)なる淡海路、同卷(六六頁)なる木路と同例にて龍田の道なり。龍田へ行く道にあらず。○丹ツツジノニホハム時ノサクラ花サキナム時ニのノは例のニシテ又な



ど譯して心得べきノなり(三卷一四七頁及一九一頁)○迎の字  
は從來ムカへどよめれど實はムカヒとよむべき事二卷(三頁)  
にいへる如し。マ井デムはマウデムなり

反歌一首

千萬の軍なりとも言舉せずとりて來ぬべき男ヲトコとぞもふ  
イクサは兵士なり。コトアゲは心にをさめずして言に擧げて  
いふを云ふ。我ヨク取リテ來ムなどいはむが言舉なり。されば  
コトアゲセズはダマツテといふことなり。トルは殺す事なり。  
説、記傳二十三卷(全集第二の一四一〇頁)にくはし

天皇賜酒節度使卿等御歌一首并短歌

をすぐのの とほのみかごに 汝等イマシラガ之ガ かくまかりなば たひ  
らけく 吾は遊ばむ 手抱タウダキテ而 我はいまさむ 天皇スメラミコ朕ワガ うづの御  
手以ミテ かきなでぞ ねぎたまふ うちなでぞ ねぎたまふ 將還カヘリ

來日キヨ あひのまむ酒サケぞ この豊御酒は

天皇は聖武天皇なり○汝等之はイマシラガともナムチラガ  
ともよむべし(古義にはイマシラシとよめり)○手抱而は契沖  
タムダキテとよめり。記傳二十四卷(第二の一四八頁)に  
抱は書紀などにイダクともウダクともムダクとも訓るが  
中に萬葉十四にカキ武太伎とあればこれによりてムダキ  
テと訓べし

といひ古義三卷(一四〇丁)に

抱はウダキと訓べし。靈異記に抱于田伎と見えたり。十四に武  
太伎とあるは東語にははやく訛れるなるべし。そもウ  
ダキといふ言の意は腕纏なり。、、、今も土左人はウダキと  
のみいへり  
と云へり。タウダキテとよむべし。さてタウダクは手を拱コマヌく事



なり○御身づからイマサム、スメラワガウヅノ御手、ネギタマフなどのたまへるはいともかしこき我邦の手ぶりにて他國には例なき事なり。古義にもかく御自の御うへの事を御自詔ふに尊みて詔へること天皇威稜の二なくありがたくかたじけなき事一卷初丁〇九に委辨たるが如し  
 といへり○ウヅは高貴といふ事。カキナデ、ウチナデのカキ、ウチは添辭。ネギは犒らふ事○將還來日は舊訓の如くカヘリコムヒとよむべし(略解にはカヘラム日とよめり)アヒノマムの上にフタタビといふ語を加へて心得べし。トヨミキは酒をたへてのたまへるなり

反歌

ますらをのゆくどふ道ぞおほらかに念ひて行くなますらをの

とも

右御歌者或云太上天皇御製也

太上天皇は元正天皇なり○初二は大丈夫ナラデハ果シ難シ

トイフ任ゾとなり。オホラカニは尋常ニなり

中納言安倍廣庭卿歌一首

かくしつゝあらくをよみぞ(たまきはる)短き命を長くほりする  
 アラクヲヨミはアル事ガヨサニとなり。喜ありし時によめる  
 にこそ

五年癸酉超草香山時神社忌寸老鷹作歌二首

難波がた潮干のなごりよく見てむ家なる妹がまち問はむため  
 草香山は大和河内國境の山の名なり。なほ下にいふべし○例  
 の海をめづらしむ大和人の情を述べたるなり○ナゴリを普  
 通の説には餘波の意とすめり。げに餘波の意として通ずる處



もあれど今の歌又七卷なる  
 奈吳の海の朝開シホヒのなごり今もかも磯の浦回ウラヒにみだれてあ  
 らむ  
 といふ歌などは餘波の意としては通せず。餘波はさばかり見  
 ておもしろきものにあらず又磯ノ浦回ニミダレテアラムな  
 といふべきにあらざればなり。守部の鐘の響(一二〇丁)に  
 萬葉七ナゴノ海ノアサケノナゴリケフモカモ磯ノウラミ  
 ニ亂レテアラムまた六、難波ガタ潮干ノナゴリヨク見テム  
 家ナル妹ガマチトハムタメこれらのナゴリは常の餘波の  
 みの上をいふとは聞えぬやうなり。もしは汐干に残る魚の  
 事をいへるにはあらしか。守部稚きほど伊勢國朝明郡の海  
 邊にしばし在けるに其邊にては汐の干るを待て磯の石間  
 洲崎の窪みなどに残りをる魚を捕にゆくをナゴリヲ拾フ

といひて何よりたのしきわざとせり。、、元真集にイセノ  
 海ニナゴリヲ拾ヒワブル海人モ物思フ事ハエシモ増ラジ。  
 かゝれば伊勢の海には殊に其名ありしにこそ。さてこれに  
 合せて思ふに右の歌に磯ノウラミニ亂レテアラム又潮干  
 ノナゴリヨク見テムなご何とかや其事めきて聞ゆ。もしさ  
 らば是は魚ナノコリ殘、彼は波ナノコリ殘の意なるが唱へのおなじきままに  
 混じたる歟。又ただ浪ナゴリ殘と云に魚もこもりて同じことなる  
 歟

といひ廣足の窓の小篠(中卷廿五丁)には  
 ナゴリは風吹あれし海の風やみてもなほ浪のしづまらぬ  
 をいふ(餘波と書て今も海邊にはいふことなり)がもどにて  
 其事其物の跡に残りたるをいふ。、、萬葉七ナゴノ海ノア  
 サケノナゴリケフモカモ磯ノウラマニミダレテアルラム、



催馬樂風シモフイタレバナゴリシモタテレバ、勢語其夜南  
 ノ風フキテナゴリノ波イトタカシ、元真集イセノ海ニナゴ  
 リヲタカミワブルアマモ物オモフ事ハエシモマサラジ此  
 歌の二句類従本などには守部の引ける如くヒロヒこれらは風にたち  
 たる浪の風やみてもなほたつをいへる也○ナゴノウミノミノミ  
ふ歌を此類に入れた  
 なるは誤

萬六ナニハガタシホヒノナゴリヨク見テナ家ナル妹ガマ  
 チトハムタメ、同四ナニハガタシホヒノナゴリアクマデニ  
 人ノ見ル兒ヲワレシトモシモ。かくシホヒノナゴリとつど  
 け妹ガタメニヨク見テムなどいひ又アクマデニ見ル兒の  
 序としたるなどは浪のたつことにてはあるまじくおもは  
 る。こは貝や石や海松などのよりたるけしきのあかずおも  
 しろきをシホヒノナゴリといへるにやあらむ

といへり。案するに浪殘ナミノゴリは音便といふことの無かりし世にナ  
 ゴリとはつどまるべからず。又もしナゴリに波の意あらば勢  
 語(八十六段)の如くナゴリノ波とはいふべからず。又波にいふ  
 を浪殘の約とせば魚、藻などにいふは魚殘ナゴリ又は菜殘ナゴリの約とせ  
 ざるべからず。否古今集春下に風ノナゴリさくらばなちりぬる風  
になみぞとあるは何の約とかせむ。さればナゴリはただ殘とい  
たちけるふことにて餘波にも餘風にも別後の餘情にも今の歌の如く  
 潮の干て魚介海藻の瀉に残れるにも云ふべきなり  
 契沖が『鹽の干瀉に残れるたまり水をナゴリといふ』といへ  
 るは餘波の意としては通せざる歌あれば彼にも此にもか  
 なふべき釋をと拈り出でたるなり。雅澄が(萩原廣道も)浪凝  
 の約とせるは綠衣を黒衣に代へたるまでにて浪殘の約と  
 する説と共にふさはず



たゞごえのこのみちにしておしてるや難波の海となづけけらしも

古事記雄略天皇の段に日下之直越道とありて傳四十一卷(全集第三の二三六三頁)に

倭の平群郡より伊駒山の内(南方)を越て河内國に至り(若江郡を経て)難波に下る道にして(今世に暗峠クラガリと云是なり。、

さて今の日下村は此道には非ず。や北方なれども久佐加と云名は此坂より出て古は此坂のあたりをも日下とぞ云

りけむ、)此道近き故に直越タダゴエとは云なり  
といへり。守部の鐘の響上卷(五丁)には

此龍田越闇がり峠にかゝる道はいと久しき時よりの間道なり。、、此山路甚近道なりければつひに龍田の直越(タダはタダ路など云タダなり。曲道ヨキミチに對へて真直に近く行を云)

とは名に負しなり

といひて龍田越とくらがり峠とを混同せり。日下の直越とこそあれ、龍田の直越といへることは何の書にも見えざるをや

(龍田考十一丁以下参照)大日本地名辭書には

草香山は生駒山に同じ。其北尾を云ふ。日根市村大字善根寺より登路あり。即古の孔舍クサカ衙坂カにして又直越と稱したり

といひてくらがり峠より北方に當れる峠を以て日下の直越に擬したり。案するに北方なる峠は山路紆曲したればタダゴエとはいふべからず。後に其南方に一の峠(即くらがり峠)いで來てこの方近道なれば之をクサカノタダゴエといひしなり。

草香山はげに生駒山の一名とおぼゆ。○一首の意は

古ヨリおしてるや難波トイフハ此草香ノ直越道ニテ遙ニ難波ノ海ノ光レルヲ見テ云ヒソメシニコソ



といへるなり

山上臣憶良沈痾之時歌一首

士ヲトコやも空しかるべき萬代にかたりつぐべき名は不立タテズして

右一首山上憶良臣沈痾之時、藤原朝臣八束使河邊朝臣

東人令問所疾之狀、於是憶良臣報語已畢、有須拭涕悲嘆

口吟此歌

不立は舊訓にタタズとよめり。古義にタテズとよめるに従ふ

べし。名ハは名ヲバを略せるなり。○左註の有須は官本に有頃

とありといふ。之に従ふべし。史記張儀傳に有頃シバラクアリ而病テとあり。○

十九卷に慕振勇士之名歌一首并短歌といへる家持の歌あり

て左註に

右二首追和山上憶良臣作歌

とあり。合せ見べし

大伴坂上郎女與姪家持從佐保還歸西宅歌一首

わがせこが著衣ケルキヌうすし佐保風はいたくなふきそ家にいたるま

で

題辭を略解に與姪家持とよめるは非なり。○家持は郎女の兄

旅人の子なれば姪ヲヒとはいへるなり。○ケルはキタルなり。○佐

保風は一卷なるタワヤメノ袖フキカヘスアスカ風の類なり

安倍朝臣蟲鷹月歌一首

(あまごもり)三笠の山山をたかみかも月のいでこぬ夜はくだちつ

つ

クダチは五卷にもワガ盛イタクダチヌとあり。夜にクダツ

といふは更くる事なり。○此歌三卷なるクラ橋ノ山ヲタカミ

カ夜ゴモリニイデクル月ノ光トモシキ又次なる歌と似たり

○三笠山は後世は春日山の手前なる小山をいへど



はやく顯註密勘(定家)に「春日山に三笠山とてひき下りて小  
さき山に春日社おはします。春日山は總名なり。三笠山は別  
名なり」といへり

當時三笠山といひしは連山の主峯なる今の春日山の事なり  
大伴坂上郎女月歌三首

かりたかの高圓山をたかみかも出來月のおそくてるらむ  
代匠記に「藪高は第七に借高之野邊とよみて地の名なれば石  
上布留と云如く藪高は總名にて高圓は別名なるべし」といへ  
り○オソクテルラムの上にカクハといふ辭を添へて聞くべ  
し。古義に月の出ぬ前の歌として出來をイデコムとよめるは  
非なり。出來は當夜の月のみについて云へるにあらず。されば  
舊訓の如くイデクルとよむべし。オソクテルラムは遅ク出來  
ラムといへるにてそのテルラムは當夜の月のみについて云

へるなり  
(ぬばたまの)夜霧のたちておほくしくてれる月夜のみればかな  
しさ

或人間ひて云はくカナシサの如く形容詞の語幹にサを添へ  
たるは名詞となれるなればミレバを受けてカナシサとはい  
ふべからず。いか。答へていはく  
夕さればねにゆくをしのひとりして妻ごひすなる聲のか  
なしさ△  
さく花におもひつくみのあぢきなさ△身にいたつきのいる  
も知らずて  
これらを見ればげに名詞なるが如くなり。古義に  
ミレバカナシサはミレバは初句の上をめぐらして心得べ  
し。ミレバを隔てゝツクヨノカナシサと續く意なり



といひてミレバに心をおきたるを見れば雅澄も問者の如く  
 ミレバカナシサとは續くべからずと思へるならむ。されど  
 うつゝにはさもこそあらめ夢にさへ人めをもると見るが  
 わびしさ。  
 などガを受けたる例あるを思へば此格は名詞にあらざる事  
 明なり。案ずるに此格は元來形容詞の一格にてカナシサはカ  
 ナシキコトヨと譯すべく他は之に準すべし。因にいふ。形容詞  
 の語幹にクを添へたるも文句の末にあるはコトヨと譯すべ  
 し。さればコトヨといふ意を古歌には或はサといひ或はヨと  
 いへり。本集七卷なる  
 大海のみな底とよみたつ浪のよらむと思へる磯の清サキ左  
 大海の磯もとゆすりたつ波のよらむと念へる濱の淨サキ奚久  
 これ例とすべし

山のはのさくらえをどこあまの原とわたる光みらくしよしも

右一首歌或云、月別名曰佐散良衣壯士也、縁此辭作此歌  
 略解に『ササラは小き意エは美き意にて則月をほめいへり』と  
 云へり。さらばササラ、エヲトコトエを下に附けてよむべし。○  
 ミラクは見ル事ガなり。シとモとは助辭

豊前國娘子月歌一首 娘子字曰大宅 姓氏未詳也

雲がくりゆくへをなみとわがこふる月をや君之みまくほりす  
 る

雲ガクリは雲ニカクリテのニとテとを省けるなり。ユクヘヲ  
 ナミトのトはカシコミトなどのトにて除きて心得べきトな  
 り。さてそのユクヘヲナミトは古義に『往方シレズナリヌル故  
 ニといふ意なり』といへるごとし。君之は君毛の誤にあらざる  
 か



湯原王月歌二首

天にますつくよみをとこまひはせむこよひのながさ五百夜つ  
ぎこそ

マヒハセムは五卷にもワカケレバ道行シラジマヒハセムシ  
タベノ使負ヒテトホラセとあり○ツギコソはツヅケカシの  
意にて畢竟アハレ月ノオモシロキニコヨヒノ長サ常ノ五百  
夜ノ程ナレカシと願へるなり  
はしきやしまちかき里の君來跡オホノビニカモ大能備爾鴨月の照有アリタス

四卷同王贈娘三子歌(一四六頁)に

はしけやしまちかき里を雲居にやこひつゝをらむ月もへ  
なく

とあり。古義に『ハシキヤシは君と云へ係て云るなり』とあれど  
四卷なると同じく里にかゝれるに似たり○四句の大能備爾

鴨は舊訓にオホノビニカモとよめり。宣長は君來跡之我待ニ  
カモの誤にやといひ雅澄は云知信の誤にてキミコムトイフ  
シルシニカモなるべしといへり。又雅澄は略解に  
もし大野方の意か考べし  
といへるを斥けて  
略解に大野方の意かといへるは何事ぞや。大野を大能と書  
べくもなし。また野方を野備といへることもなきをや  
といへり。案ずるに君コムトオホノビニカモとよむべくカモ  
は君コムトの下に移して心得べし。オホノビは大野邊なり。野  
はいにしへはヌといひしこと勿論なれど五卷梅花歌(六七頁)  
にハルノ能ニキリタチワタリフルユキトとあるを見れば當  
時はやくノともいひしなり。野邊をノビといふは岡邊、濱邊、山  
邊、河邊をヲカビ(五卷六六頁)ハマビ(同卷一三一頁)ヤマビ(十卷)



カハビ(二十卷)といへると同例なり。カモは元來キミコムトの下におくべきを言數に制せられて大ノビの下におけるなり。○照有は略解の如くテリタルとよむべし(古義には舊訓の如くテラセルとよめり)

藤原八束朝臣月歌一首

まちがてにわがする月は(妹が著)三笠の山に隱而有來

初二はワガマチカヌル月ハといふ意なり。著を舊訓にキルとよめるを古義にケルに改めたり。上なるワガセコガケルキヌウスシの如く目の前に着たるを見ていへるにあらねばなほキルとよむべし。○結句は略解にコモリテアリケリとよみ古義にコモリタリケリとよめり。いづれにても可なり

市原王宴禱父安貴王歌一首

春草はのちは落易いはほなす常盤にいませたふとき吾君

落易は舊訓にカレヤスシとよみ略解にウツロフとよめり。又契沖は春草を春花の誤とし落易をチリヤスシとよめり。案ずるに人の榮をよそふるには春草よりは春花の方ふさはしければ春草は春花の誤とすべし。然らば二句は如何といふにノチハといひてチリヤスシといふべきにあらす。されば落易はウツロフとよむべし。さて易は音エキ訓カハルの意に用ひたるにて音イ訓ヤスシの意に用ひたるにあらじ。但變易、遷易などの熟字は用ひなれたれど落易といへる例を知らねば或は誤字にてもあるべし。○このイハホナスは枕辭にあらず。○題辭は市原王ウタゲシテ父安貴王ヲホギタマヒシ歌などよむべし。禱は或は壽の誤字にあらざるか

湯原王打酒歌一首

(やきだちの)かど打放ますらをの禱とよ御酒にわれるひにけり



題辭の打酒について宣長は『打は祈の誤か。さらばサカホカヒ  
とよむべし』といひ古義には『中山嚴水、打字は折の誤なるべし。  
しか云故は古事記に八塩折之酒と有て酒を釀事を折ともい  
ひしと見えたり云々と云り』といへり。此説ども未穩ならざれ  
ば余も試に一説を述べむに打酒は行酒の誤か。行酒は十八史  
略西晋愍帝の紀に

帝出降。漢將劉曜送平陽。聰享群臣。命帝著青衣。行酒洗爵  
とありて獻酬を佐くる事なり。反りて思ふに湯原王たとひ宴  
席の主人なりとも自酒を行くまじきが上に歌にマストラヲノ  
禱トヨ御酒ニワレエヒニケリとあると相かなはず。されば行  
酒の誤字ともすべからず。更に案ずるに打酒は置酒などの誤  
字にて打の字は歌の中よりまぎれ來れるにあらざるか。次行  
よりまぎれ來れるとおぼゆる例本集に少からず○禱は舊訓

にツクとよめり。さるは擣とある本によれるなるべし。類聚古  
集などにはノムとよめり。こは飲の借字とせるにや。記傳三十  
一卷(全集第二の一八九九頁)に

打酒は祈酒サカホカヒの誤なるべし。禱もホグとよむべし。ネグ仙抄又  
ノムなど訓るはわろし。又初の二句は誤字あるべし

といへり。二句の意の明ならざる限はいづれをよしとも定む  
べからず○ヤキダチノカド打放は契沖は(放を舊訓の如くハ  
ナツとよみて)丈夫マエラの形容とし記傳には放をハナチとよみて  
此初二句も壽態ホクワザをよめるなるべし

といへり。案ずるにカドウチハナチは禮節ヲウチ棄テテとい  
ふことにあらざるか。果して然らばヤキダチノはカドの枕に  
て禱は飲の借字又は誤字なり。十九卷なる家持の爲應詔儲作  
歌に



豊のあかりめすけふの日は、ものゝふの八十とものをの、島  
山にあかる橘、うすにさし紐とささけて、千とせほぎ保伎吉  
とよもし、忍らくに仕へまつるをみるがたふとさ  
とあるも打解けたるさまなり

紀朝臣鹿人跡見、茂岡之松樹歌

しげ岡にかむさびたちてさかえたる千代まつの樹のとしのし  
らなく

題辭の跡の字は通本になきを略解に一本によりて補へり。茂  
岡は地名なり。○跡見は四卷(一九八頁)に見えたり。チヨマツノ  
キは千代ヲマツをマツノ木にいひかけたるにてヤマトナル  
ワヲマツツバキ(一卷一二一頁)の類なり。シラナクはシラレナ  
クなり(三卷九七頁参照)

同鹿人至泊瀬河邊作歌一首

石走たぎちながるはつせ河たゆることなくまたかへりみむ

一卷にミレドアカヌ吉野ノ河ノトコナメノタユルコトナク  
マタカヘリミムといふ歌あり。上(七頁)にもミヨシ野ノ秋津ノ  
川ノヨロヅ世ニタユルコトナク又カヘリミムとあり。初句は  
契沖のイハバシルとよめるを雅澄はイハバシリに改めたり。  
タギチは動詞なればげにイハバシリとよむべし

大伴坂上郎女詠元興寺之里歌一首

ふるさとの飛鳥はあれどあをによしならの明日香をみらくし  
よしも

元興寺一名法興寺は高市郡飛鳥真神原にあり。よりて又飛鳥  
寺といふ。寧樂遷都の後新一寺を寧樂に建て之を單に元  
興寺といひ高市郡なるを本元興寺といひき

崇神天皇紀に



元年蘇我馬子宿禰壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家始作法興寺  
 此地名飛鳥真神原亦名飛鳥苦田  
 推古天皇紀に  
 四年冬十一月法興寺造竟  
 貞觀四年八月廿五日の太政官符(類聚三代格卷二所載)に  
 應令本元興寺法華供得業僧預維摩會堅義事右得彼寺  
 傳燈住位僧金耀牒稱謹檢案內此寺佛法元興之場聖教最  
 初之地也去和銅三年帝都遷平城之日諸寺隨移伴寺獨留  
 朝庭更造新寺備其不移之闕所謂元興寺是也云々  
 古義に右の文を引きたるには脱字誤字衍字誤讀あり續紀  
 元正天皇靈龜二年五月の條に  
 始徙建元興寺于左京六條四坊  
 同養老二年八月の條に

遷法興寺於新京

とあり。即靈龜二年に建始め二年餘を経て養老二年に造畢  
 へしなり。但遷法興寺於新京とあるを見れば飛鳥なるは廢  
 せられし如くなれど實は新舊ともに存せられし事貞觀の  
 官符にて明なり。古義に元興法興を二寺としたるは非なり。  
 日本書紀通釋卷之五十二(第四の二九〇八頁以下)に  
 さて此法興寺元興寺を一寺にあらず二寺なりと云る説  
 あれども非なり。まづ元亨釋書に元興寺者上宮太子  
 又誓營寺故於飛鳥地創之推古四年成始曰法興寺とあり。  
 又拾遺記に引る本元興寺緣起に本元興寺四門額面各異  
 也西門元興寺、南門飛鳥寺、東門品幡寺、北門法興寺云々と  
 あり(行囊抄に元興寺豐等村の内なり東門飛鳥寺、西門法  
 興寺、南門元興寺、北門法滿寺、)。これらにて法興、元興、飛



鳥みな一寺數名ありしことを知べし

といへり。又七大寺巡禮記元興寺の條に

諸門額事 東門額飛鳥寺、西門法興寺、北門建通寺

又古圖に

南大門額元興寺、北門飛鳥寺、東門法滿寺、西門法興寺

とあり。因にいふ古今集夏歌の端書に

ならのいそのかみ寺にて郭公のなくをよめる

とあり。石上寺は山邊郡石上にありて奈良とはいたく相離

れたるをナラノイソノカミ寺といへる誰も不審とする事

なり。案ずるにこれも元興寺の如く奈良に新寺を建てられ

てそれを山邊郡なると別たむ爲に奈良の石上寺といひし

にこそ(此事は眞淵はやくいへり)

さて歌にナラノアスカといへるを見れば元興寺の域内を其

舊地の名を取りて飛鳥といひしにて題辭に元興寺の里とい

へるは其寧樂の飛鳥の里なり。フルサトノアスカといへる

は高市郡なる飛鳥は天武天皇の舊都なればなり。アスカハア

レドはオモシロケレドとなり。三卷登神岳山部宿禰赤人作歌

に

あすかの、ふるきみやこは、山たかみ、河どほじろし云々

といへるを見ればげにおもしろき處とおもはる。二三の間に

又といふ語を挿みて聞くべし。古義に『なほ平城に及ばず』と釋

けるは非なり。さる調にあらず

同坂上郎女初月歌一首

月たちてたゞ三日月の眉根かきけながくこひし君にあへるか

も

略解に



三日月は眉といはん序のみ。是を初月歌と端書せるはいかにぞや。相聞の歌也

といへる如し。ツキタチテタダは三日月にかゝれる序中の枕辭なり。○眉根はマヨネともマユネともよむべし。眉根をかくは戀人に逢はむ呪と見ゆ。古義に

人に戀らるれば眉皮のかゆきといふ諺のありしこと。四上にはやくいへり。とあれど四卷なる

いとまなく人の眉根をいたづらにかゝしめつゝもあはぬ妹かも

も眉根を搔きて呪すれどしるしなきによりてイタヅラニといへるなり(四卷八五頁参照)

大伴宿禰家持初月歌一首

ふりさけてみか月みれば一目みし人の眉引おもほゆるかも  
フリサケテはこゝに振仰而と書きたれどそは意を得て書けるにてフリサケテに仰ぐ意は無し。フリは添辭サケは見サクルのサクルに同じ。さればフリサケミルは見遣ルといふことなり。○マヨビキは眉の恰好なり

大伴坂上郎女宴親族歌一首

かくしつゝあそびのみこそ草木すら春は生つゝ秋は散去  
ノミコソは飲メカシなり。生の字を舊訓にモエ略解にオヒ古義にサキとよめり。就中古義にサキとよむべき證として七卷なるヲミナベシ生澤ノ邊ノ、十六卷なる七重花佐久八重花生跡などを挙げたり。雅澄は草木とあるを花の事と見たるなれど花は春さき秋ちるものにあらねば古義の訓はかなひがたし。案ずるに生管は略解の如くオヒツツとよむべし。○落去は



舊訓にチリユク略解にカレユクとよめり(古義にチリヌルとよめるは論外なり)舊訓の如くチリユクとよむべし○初句の上

上に盛ナル間ハなどいふことを補ひて聞くべし  
六年甲戌海<sup>ア</sup>犬養宿禰岡麿應詔歌一首  
御民われいけるしるしあり天地のさかゆる時にあへらくおもへば

略解に歌の上作の字あるべしといへり○シルシは詮、アメツチは世中、アヘラクは逢ヘルコトヲとなり

春三月幸<sup>ニ</sup>于難波宮之時歌六首

すみのえの粉濱のしづみあけもみずカクシテノミヤ隠耳哉こひわたりなむ

右一首作者未詳

初二はアケの序なり。アケモミズはウチ明ケテモ見ズなり○  
隠耳哉を契沖コモリテノミヤとよみ略解古義にコモリノミ

ヤモとよみたれどさてはアケモミズと自他相副はず。さればカクシテノミヤとよむべし○古義にアケモミズを色に顯はさぬ事として本郷にある妹を戀ふる事としたるは非なり。略解に『從駕の女房を戀るなるべし』といへるに從ふべし  
眉のごと雲居にみゆる阿波の山かけてこぐ舟とまりしらすも

右一首船王作

カケテは契沖のいへる如く目ニカケテにてやがて目ザシテなり。眞に阿波國に行かむとするにはあらず。たゞ遙に見ゆる阿波の山の方向に漕行く船を見てしか云へるなり。略解に『阿波の方へ懸て行也』といへるは非なり。難波より海上を望まむに阿波の山のこなたに淡路の山見ゆべく又難波より船の見えむには陸上よりの距離いくらばかりもあらざらむをいかに阿波の方へゆく船とは推定めむ○トマリシラズモはイヅ



クニ泊ツベキニカといふ意なり  
千沼回より雨ぞふりくるしはつのおま綱手綱ほしたり沾將堪  
かも

右一首遊覽住吉濱還宮之時道上守部王應詔作歌

チヌは和泉の茅渟なり。回は舊訓にワとよみ古義にミとよめ  
る事例の如し。○綱手綱は略解に綱手繩の誤としてツナデナ  
ハとよみ古義に綱を綱の誤字、下の綱を衍字としてツナデと  
よめり。又結句を略解にヌレバタヘムカモとよみ古義にヌレ  
アヘムカモとよめり。案するに手は乎の誤、綱は衍字、堪は朽の  
誤にてアミヲホシタリヌレクナムカモならむか。○一首の意  
は西南茅渟ノ方ヨリ雨ノフリクルニ此四八津ノ漁人ノ干シ  
タル綱ノヌレ朽ナムカとなり  
兒等之あらばふたりきかむをおきつすになくなるたづの曉の

聲

右一首守部王作

コラとは故郷の妹をさせり(略解)○之の字三註共にガとよみ  
たれどシとよむべくや  
ますらをはみかりにたふしをとめらは赤裳すそびく清き濱備  
を

ミカリニタタスは御獵に出立つなり。濱備の備を木村博士の  
字音辨證上卷十頁以下に韻鏡によりてべとよむべしといへ  
り(はやく五卷一頁)にも大伴御津濱備爾とあり。すべて韻鏡に  
よりて云々する説は文字に通音あるを認めて言語に轉呼あ  
るを忘れたる言なり。もし中世に馬梅をムマ、ムメとかき烏玉  
をウバタマとかけるを見て中世はムの字をウの音にも用ひ  
又ウの字をヌの音にも用ひきといふものあらば人何とか評



せむ。されば字音辨證、碩鼠漫筆等の説は打任せては採るべからず  
馬のあゆみおさへとどめよすみのえの岸のはにふににほひて  
ゆかむ

右一首安倍朝臣豊繼作

初二の語例は三卷家持の長歌(二六九頁)に大御馬ノ口オサヘ  
トメとあり。今は從者におほするなり。○三句以下の語例は一  
卷(一一七頁)に草マクラタビユク君トシラマセバ岸ノハニフ  
ニニホハサマシヲ、此卷にも上(二四頁)に白浪ノ千重ニキヨス  
ルスミノエノ岸ノハニフニニホヒテユカナとあり。ニホヒテ  
は染ミテにて畢竟衣ヲソメテといふ意なり

筑後守從五位下葛井<sup>フヂ</sup>連<sup>ムラジ</sup>大成遙見<sup>フチ</sup>海人釣船<sup>ムラシ</sup>作歌一首

あまをどめ玉求むらしおきつ浪かしこき海に船出爲<sup>セ</sup>利<sup>リ</sup>みゆ

此歌の玉は略解にいへる如く鰻玉即眞珠なり。契沖いはく

落句船出セル見ユと云はずしてセリと云へるは古語なり。

武烈紀に天皇の御製にもシビガハタテニツマ陀氏理ミユ

とあり。此集第十五にもアマノイザリハトモシ安敵里ミユ

とよめり

といへり。字音辨證に右のフナデ爲利ミユとトモシ安敵里ミ

ユとを引出でて

これらの利里はかならずるとよむべき也。吳轉音なり。類聚

國史卷三十一に大同二年九月神泉苑に行幸の時の御製を

載て袁理<sup>△</sup>比度能ココロノマニマフヂバカマウベイロフカ

クニホヒタリケリとあり。袁理比度能はヲルヒトノとよむ

べし。折人之也。理は里と同音の字なればこれ明證也。○類聚國

那比度能一本に美



といひ又同書に利里は又ロともよむべしといひ(ヒ利ヒテ、ヒ里ヒトリの類)碩鼠漫筆には利は又ラともレともよむべしといへり(御井ヲ見ガテ利、アシガ利ノの類またコエハナ利ナバの類)案ずるにもし二書に云へる如く利の字をラリルレロ共に假り用ひたりとせば假字は其音符たる用を失ふべし。されば韻鏡學者の説を採るは一程度にとどむべく今の歌はなほ舊訓の如くセリミュとよみて契沖の説の如く古語の格とすべし

桜クラツクリ作ノ村主マス益人ヒト歌一首

おもほえずキマシシ來座君を佐保川のかはづきかせずかへしつるかも  
右内匠寮大属桜作村主益人聊設飲饌以饗長官サ佐サ爲王、  
未及日斜王既還歸於時益人怜惜不厭之歸仍作此歌  
來座を三註ともにキマセルとよめるはかなはず。キマシシと

よまではカヘシツルカモと時相かなはず○ヲはナルニのヲ  
なり。略解に『カヘシツルカモと隔てつづく也』と云へるは非なり

(大正六年十一月廿日脱稿)

門人正宗敦夫植字校正



辭のしをり

ア	朝菜	五四
	あせにて	六三
	味經	二〇
	あれや	三五
イ	磯がくり	五〇
	印南野	二七
ウ	うみべ、うなび	五二
オ	おしなべ	三一
	おほならば	六〇
	邑美	二九
	おほらかに	七三

	あすか寺	九三
	仇まもる	六八
	あらくをよみ	七三
	青墻ごもり	一五
	いなみつま	三三
	射め	一八
	浦がくり	三七
	おなじ、おやじ	五四
	大能備	八六
	大宮所	一五
	おもひたわむ	二八

	おもひやすむ	二〇
	おもほえむかも	六一
カ	がくり	三六、三七、 五〇、八五
	かには	三三
	神からか	四
	かもアラヌ處ニツケル	八八
	辛荷島	三二
	折木四哭	四〇
キ	きさ山	一六
ク	くこまよ	八四
	雲がくり	八五
	元興寺	九三
ケ	けらすや	八

	おもふヲ添へタル	三八
	かけて目にかけて	一〇一
	河次	一六
	神名火	六二
	かもくせむを	六〇
	からむ、かるらむ	五
	かり高	八二
	清白濱	三〇
	草香山	七三、七九
	栗栖	六四
	ける着	八一



コ	こぎたむ、こぎたむる	三四	ことあげ	七〇
郡、部		五八		
サ	さかなしきナドノ	八三	さかふ	五〇
	さくらえをとこ	八五	さひが野	一二
	佐保風	八一	佐保の内	四九
	さもらふ	三七	散禁	四〇
	散動みだれ	三〇九		
シ	しか、かく	一二	しかもしきかも	三六
	四木	四三	島がくり	三六
	島回する	三四	授刀寮	四〇
	續紀ノ誤	三一	しらなく	九二
ス	次田温泉	五六		
セ	折木四哭	四〇	せりみゆ	一〇五

ソ	俗信	九八	瀧の上の御舟の山	二
タ	手うたく	七一	ただむかふ	三七
	たごえの道	七八	玉津島	一一
	たつ田路	六九	千沼回	一〇二
チ	路地名ニ添ヘタル	六九		
	ちよまつの樹	九二	つたの細江	三七
ツ	月にけに	二三		
テ	てアマレル	一八	床磐	一五
ト	と省キテ見ベキ	八五〇	跡見	一八
	常宮	一一	ともしかも	三六
	ともしゆかし	一四八	とる殺	七〇
ナ	動	三〇	名寸隅	二七
	長柄	二〇		

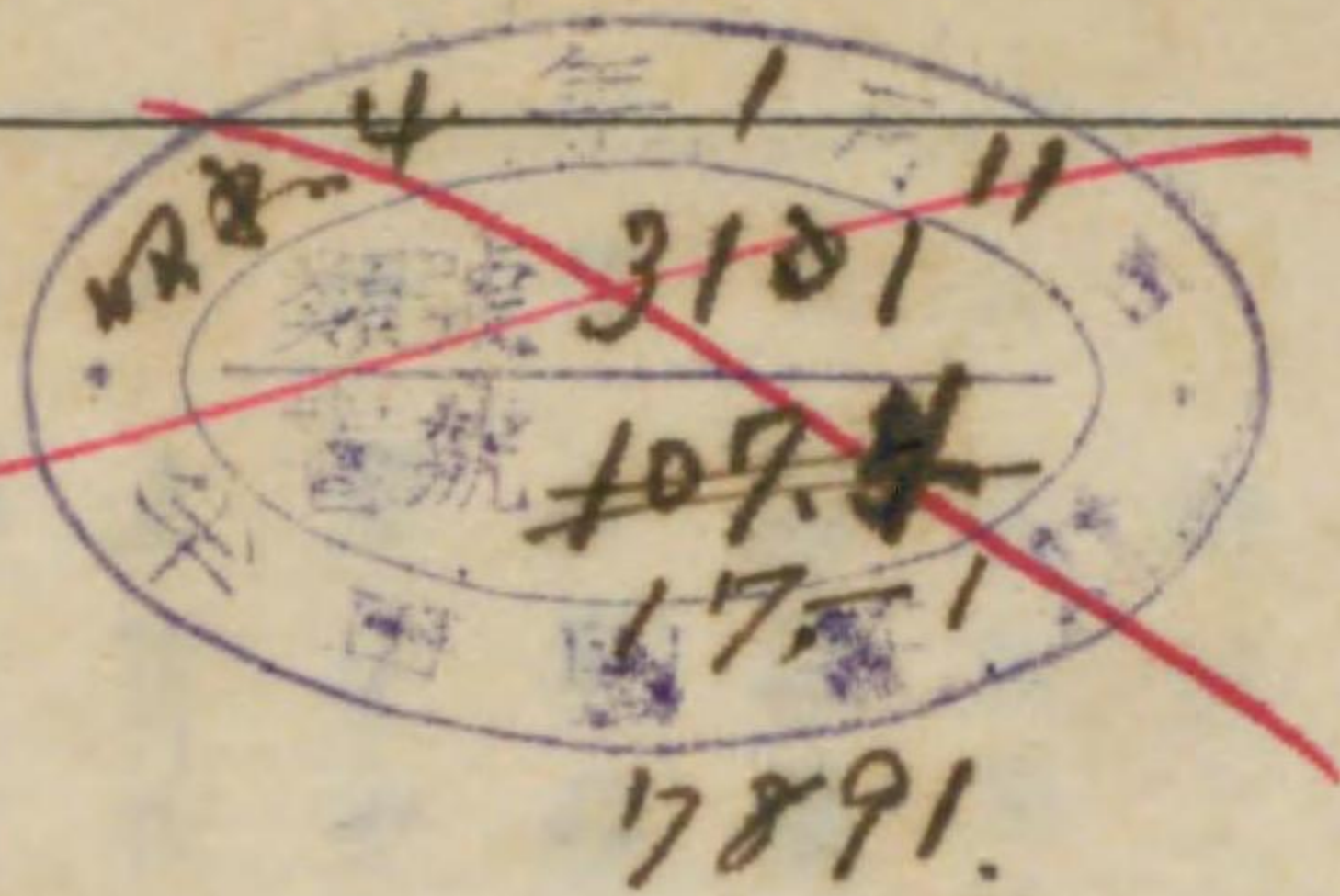


名兒山	五九	なごり	七三
ニにこ	一七八	にゆ	二四
に、みノ相通	三二	二句ニ跨レル枕	五一
ノのにして又	六九	野	八七
野び	八七	濱備	一〇三
ハは無意ノ	一七	半枕辭	四八九
はらひ、はらへ	四八	船 <small>フネ</small> 梶 <small>カヂ</small>	二八
ヒひさ木	一八	真熊野の船	三六
フふなせ	二七	間使	三八
ふりさけて	九九	眉根かく	九八
マまき柱枕辭	二〇		
まし下へツツケル	四七		
松帆浦	二八		

ミみきに	七	三笠山	八一
みけつ國	二四	水城	六一
ム迎むかひ	七〇		
モもだに	三九	湯の原	五七
ユゆくへをなみと	八五		
ワわすれておもはむ	三八		
井韻鏡學者ノ説	一〇三 五三		



大正七年六月一日印刷  
大正七年六月五日發行



發行所

著者 井上 通泰

發行及印刷者 正宗 敦夫

岡山縣和氣郡伊里村大字穗浪三一〇七番地

印刷所 正宗 活版所

岡山縣和氣郡伊里村大字穗浪三一〇七番地

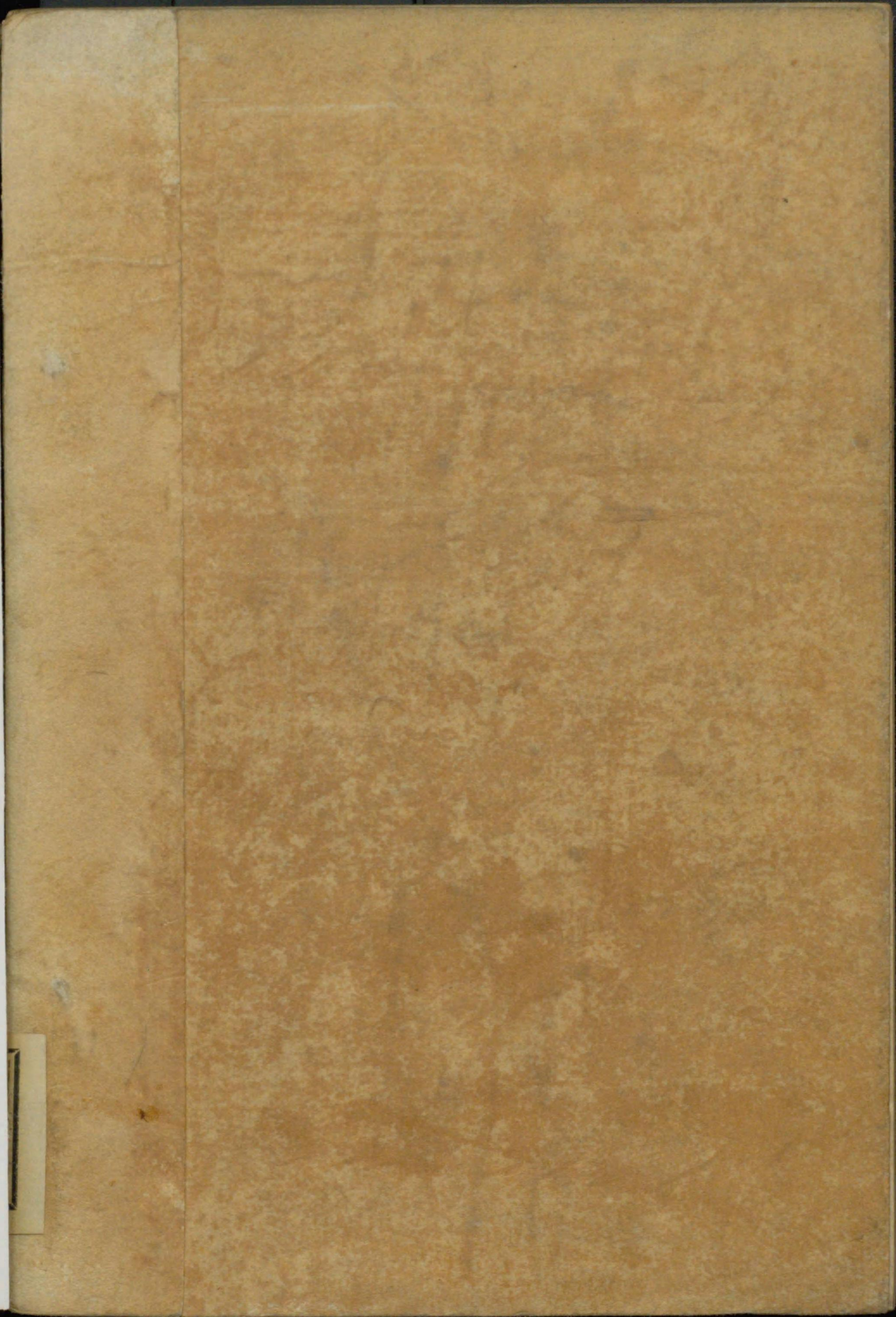
歌文珍書保存會

岡山縣和氣郡伊里村大字穗浪

二百九十部印刷

非賣品





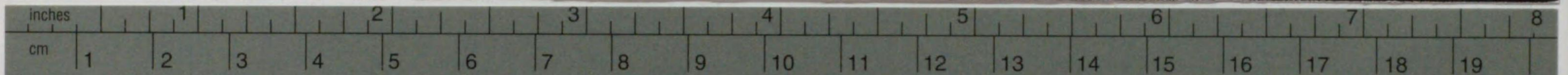


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

